

# CLAIR REPORT No.468

## 韓国の離島振興制度の現状と課題

Clair Report No.468 (June14, 2018)  
(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係る様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [kikaku@clair.or.jp](mailto:kikaku@clair.or.jp)

## はじめに

韓国は、朝鮮半島に位置し、三面を海に囲まれている。特に、国土の南方（東シナ海側）と西方（黄海側）の海岸線にはリアス式海岸が発達し、近海に多数の島嶼を有する地形となっている。数え方によって異なるが、日本には 6,852 の島嶼がある一方、韓国には有人島 482、無人島 2,876 の計 3,358 の島嶼があり、韓国の国土面積が日本の約 4 分の 1 であることを考えると、日本と同等かそれ以上に国土政策において離島振興が重要性を持つとも言うことができる。

日本における離島振興は、1953 年に 10 年間の時限立法である離島振興法が成立したことにより本格的に始まり、以降、6 回にわたる延長を経て現在に至っている。韓国では、本稿で主に論じる島嶼開発促進法が 1986 年に制定され、1988 年以降、島嶼開発総合開発 10 箇年計画により島嶼の開発に取り組んでいる。2018 年からは、第 4 次 10 箇年計画が始まり、さらなる離島振興が進められていくことになる。

また、北朝鮮と隣接している地域においては、接境地域支援特別法及び西海五島支援特別法により、特別に補助率の引上げ等も行われており、離島振興法に加え、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法により、有人国境離島地域の振興に取り組む日本との類似点も興味深い。

国土の均衡発展を重視する韓国の地域振興について、過疎地域に関する研究は日本語でも散見されるが、島嶼に特化した内容は、ほとんど紹介されていないのではないだろうか。

韓国では、本土からの距離が近い離島が多いため、大型の架橋事業が未だに数多く行われている一方で、地方自治体が独自に計画を策定し、住民を巻き込んで観光振興等のソフト事業に取り組むなど、新しい離島振興の動きも進んでいる。

本稿では、韓国の島嶼開発促進法をはじめ関係する総合開発計画を紹介するとともに、法施行後の現状や課題、広域自治体ごとの離島振興の取組、第 4 次島嶼総合開発 10 箇年計画の具体的な内容、島嶼開発促進法を取り巻く議論、そして離島振興策の今後等について論じている。

本稿が、韓国の離島振興についての制度や取組、課題等について、日本の自治体関係者の理解を促進する一助になれば幸いである。

一般財団法人自治体国際化協会 ソウル事務所長

# 韓国の離島振興制度の現状と課題

## 目 次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 概要                                           | 4  |
| 第1章 韓国の離島と離島振興関連法の概要                         |    |
| 第1節 韓国の離島の地理的概要                              | 5  |
| 第2節 韓国の離島振興制度の概要                             | 5  |
| 1 島嶼開発促進法制定の経緯                               | 5  |
| 2 島嶼開発促進法改正の経緯                               | 6  |
| 3 接境地域支援特別法及び西海五島支援特別法                       | 7  |
| (1) 接境地域支援特別法                                | 7  |
| (2) 西海五島支援特別法                                | 9  |
| 第3節 日本の離島振興制度の概要                             | 10 |
| 1 離島振興法                                      | 10 |
| 2 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 | 12 |
| 第2章 島嶼開発促進法の制度概要                             |    |
| 第1節 目的及び定義                                   | 18 |
| 第2節 指定島嶼                                     | 18 |
| 第3節 事業計画                                     | 19 |
| 第4節 財政・税制支援                                  | 22 |
| 第5節 島嶼開発審議委員会                                | 22 |
| 第3章 島嶼開発促進法対象地域の現状及び振興策                      |    |
| 第1節 全羅南道                                     | 24 |
| 第2節 慶尚南道                                     | 27 |
| 第3節 仁川広域市                                    | 29 |
| 第4節 忠清南道                                     | 31 |
| 第4章 島嶼開発促進法の今後と課題                            |    |
| 第1節 第4次島嶼総合開発10箇年計画                          | 33 |
| 1 ビジョン及び発展目標                                 | 33 |
| 2 策定の方向性及び推進戦略                               | 34 |
| 3 類型別島嶼発展戦略                                  | 36 |
| 第2節 島嶼開発促進法についての議論                           | 37 |
| 1 第4次計画策定                                    | 37 |
| 2 大規模架橋事業                                    | 38 |
| 3 国会島嶼発展研究会                                  | 40 |
| 4 島嶼開発促進法改正                                  | 41 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第3節 韓国の離島振興政策の今後と日本の離島振興政策への示唆..... | 41 |
| 参考資料.....                           | 43 |
| 参考地図.....                           | 50 |
| 関係法令.....                           | 52 |
| 参考文献・ホームページ等 .....                  | 62 |

## 概要

### 第1章 韓国の離島と離島振興関連法の概要

韓国の離島について地理的な説明をしたあと、韓国における離島振興に関する基本的な法律である島嶼開発促進法について、その制定及び改正の経緯についての概要を紹介する。また、北朝鮮と隣接している地域のみに適用される特別法の概要についても紹介する。あわせて、それらに対応する日本の離島振興関連法について紹介する。

### 第2章 島嶼開発促進法の制度概要

島嶼開発促進法について、条文の流れに沿って、目的及び定義、指定島嶼、事業計画、財政・税制支援、島嶼開発審議委員会の各項目について解説する。自治体ごとの指定島嶼数や、第1次（1988年～1997年）から第3次（2008年～2017年）までの島嶼総合開発10箇年計画の概要についても紹介する。

### 第3章 島嶼開発促進法対象地域の現状及び振興策

島嶼開発促進法対象地域について、離島を多く有する4つの広域自治体（全羅南道、慶尚南道、仁川広域市及び忠清南道）の現状と振興策を具体的に紹介する。最も離島の多い全羅南道では、独自に「行ってみたい島づくり」事業を推進しているほか、仁川広域市及び忠清南道では、島嶼総合開発計画とは別途に離島振興に関する計画を策定していることを紹介する。

### 第4章 島嶼開発促進法の今後と課題

まず、2018年から始まる第4次島嶼総合開発10箇年計画について、その目標や戦略、島嶼の類型による区分等について概説する。また、第4次計画策定前後における島嶼開発の計画や事業、島嶼開発促進法の改正等についての議論を紹介する。最後に、離島振興が観光振興等のソフト事業にウェイトが移りつつある趨勢、日韓ともに特定の地域に離島が偏在していることや、領土、領海の保全という観点からの振興が求められつつあること、さらに、日韓の離島振興に関する法律の大きな違いである時限立法であるか否かについて述べる。

## 第1章 韓国の離島と離島振興関連法の概要

### 第1節 韓国の離島の地理的概要

韓国は、朝鮮半島の南部に位置し、東は日本海、南は東シナ海、西は黄海と、三面を海に囲まれている。日本海側は、沖合に鬱陵（ウルルン）島が目立つほかは比較的単調な海岸が続くが、東シナ海側と黄海側は、リアス式海岸が発達し、沖合に浮かぶ済州（チェジュ）島のほか、朝鮮半島本土の沿岸部付近に多数の島嶼が存在する。

島嶼数は、有人島が 482（面積 3,681.25 平方 km）、無人島が 2,876（面積 76.47 平方 km）、合計 3,358（3,757.72 平方 km）となっている。広域自治体ごとの無人島数は、東シナ海と黄海に面する全羅南道（1,744 島）、東シナ海（朝鮮海峡（対馬海峡西水道））に面する慶尚南道（484 島）、黄海に面する忠清南道（236 島）、仁川広域市（111 島）の順となっており<sup>1</sup>、有人島のうち、本稿で論じる島嶼開発促進法による指定島嶼の数は、全羅南道（216 島）、慶尚南道（63 島）、仁川広域市（32 島）、忠清南道（24 島）の順となっている。

また、慶尚南道と全羅南道に跨る東シナ海のエリアは、閑麗（ハルリョ）海上国立公園に、全羅南道の東シナ海と黄海にわたるエリアは、多島海（タドヘ）海上国立公園に、全羅北道扶安郡の黄海沿岸部は、内陸部とあわせて辺山（ピョンサン）半島国立公園に、忠清南道泰安郡の黄海沿岸部は、泰安（テアン）海岸国立公園にそれぞれ指定され、韓国における海洋観光、島嶼観光の中心地となっている。

### 第2節 韓国の離島振興制度の概要

#### 1 島嶼開発促進法制定の経緯

韓国における島嶼開発事業は、国土建設総合開発計画法（法律第 1415 号。1963 年 10 月 14 日制定）に「特定地域計画」の概念が導入され、1967 年から同法による全国計画の一環として始まった<sup>2</sup>。島嶼開発についての個別計画は、内務部（現：行政安全部）の「島嶼総合開発計画」に始まる。同計画は、第 1 次計画が 1980 年から 1984 年、第 2 次計画が 1985 年から 1989 年を計画年次として策定された。第 1 次及び第 2 次「島嶼総合開発計画」を推進する過程で発生した問題点を解決するため、1986 年 12 月 31 日、島嶼開発促進法（法律第 3923 号。以下「法」という。）が別途制定された。この際に問題点とされたのは、「島嶼総合開発計画」の計画年次の短さ（5 年間）及び縦割り排除の不徹底（省庁別の所掌・業務の相違による連携不足及び財源調達）である。

以後、同法第 4 条に基づき指定した開発対象島嶼について、同法第 6 条及び同法施行令

<sup>1</sup> 国土海洋部（現：海洋水産部）、2010、「無人島嶼総合管理計画（2010～2019）」

<sup>2</sup> 国家記録院「特定地域指定制度」、2006、

<http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=001374>（2018 年 2 月 14 日アクセス）

(以下単に「施行令」という。)第6条に基づき、「島嶼総合開発10箇年計画」が策定されたことで、本格的な島嶼開発事業が推進されるようになった。

制定当初の法の概要は、下記のとおりである。

- (1) 島嶼の範囲や開発の目的を定める
- (2) 開発が必要な島嶼を、市、道知事が申請し、島嶼開発審議委員会の審議を経て、大統領の承認を得た上で、内務部長官が指定することとする
- (3) 事業計画は、市、道知事が作成し、内務部長官に提出の上、島嶼開発審議委員会の審議を経て、大統領の承認を得た上で確定することとする
- (4) 年度別事業計画を、市、道知事が作成し、内務部長官に提出の上、島嶼開発審議委員会の審議を経て、国務総理の承認を得た上で、確定することとする
- (5) 事業施行者は、国、地方自治団体、政府投資機関、大統領令が定めるところにより内務部長官が指定する者と定める
- (6) 国と地方自治団体は、事業施行者に必要な資金を補助、融資又は斡旋するようにし、国の補助率は、大統領令で定めることとする
- (7) 指定島嶼の事業計画を推進するため、税制上の必要な支援措置を講じることができるようにする
- (8) 法律の有効期間を、1997年12月31日までとする

## 2 島嶼開発促進法改正の経緯

法施行後の、政府組織法の改正による改正等、実質的な内容の変更を伴わないものを除いた改正の経緯は下記のとおり。

### (1) 1995年改正

1995年12月30日の改正(同日施行)では、島嶼地域に対する支援及び開発が持続的に行われるよう、1997年12月31日までとなっていた有効期間に関する規定を削除した。

### (2) 1999年改正

1999年8月31日の改正(1999年12月1日施行)では、島嶼開発事業計画の軽微な事項の変更及び開発事業施行者の指定権限を地方自治団体に移譲することにより、地方自治団体の自律性を高めるなど、制度の運営上現れていた一部の不足点を改善、補完した。

### (3) 2009年改正

2009年4月1日の改正(同日施行)では、内容に特段の変更はなかったが、文章を原則ハングルで表記し(従前は、漢字・ハングル混じり)、難解な用語を平易な用語に置き換え、長く複雑な文章の体裁を整え簡潔にする等、国民が法文を理解しやすいように整備した。

#### （４）２０１４年改正

２０１４年１２月３０日の改正（２０１５年３月３１日施行）では、従前、「済州島本島を除外した海上の全島嶼」としていた「島嶼」について、下記のとおり、より具体的に定義した。

この法律において「島嶼」とは、満潮時に海で囲まれた地域をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する地域を除く。

- １．済州特別自治道本島
- ２．防波堤又は橋梁等により陸地と連結されたときから大統領令で定める期間が経過した島嶼

#### （５）２０１６年改正

２０１６年１月２７日の改正（２０１６年４月２８日施行）では、政策調整、諮問等が円滑になされるよう、民間委員を含めて構成していた島嶼開発審議委員会を、関連機関の協議体とするために、関連機関の公務員のみによって構成することとし、民間委員の委嘱に関する根拠を削除した。

### ３ 接境地域支援特別法及び西海五島支援特別法

韓国は、陸上において軍事境界線（面的には非武装地帯）、海上において北方限界線により北朝鮮と接していることから、両線付近の地域においては、特別な立法措置がなされている。

#### （１）接境地域支援特別法

接境地域支援特別法（法律第 12248 号。２０１４年１月１４日最終改正。略称「接境地域法」）は、南北分断により立ち遅れている接境地域（非武装地帯又は海上の北方限界線と接している市及び郡並びに民間人統制線以南の地域のうち大統領令で定める市及び郡）の発展に必要な事項を規定し、各種措置により、国家の競争力強化と均衡発展に寄与することを目的としている<sup>3</sup>。

同法第５条の規定により、以下の各項目を含めた「発展総合計画」を行政安全部長官が策定することとなっており、これに基づき接境地域の振興に取り組んでいる。

- １．発展総合計画の目標及び基本方向に関する事項
- ２．接境区域の利用・発展と保全に関する中長期基本施策
- ３．圏域区分及び地区指定に関する事項
- ４．自然生態及び山林資源の調査・研究に関する事項

---

<sup>3</sup> 接境地域支援特別法第１条

5. 自然環境の保全・管理と環境汚染防止に関する事項
6. 山林の体系的な保護・管理と山地の計画的・生態的な保全及び利用に関する事項
7. 平和統一基盤施設又は統一土台の設置に関する事項
8. 南北交流・協力活性化のための事業に関する事項
9. 統一以降、南北共同の成長動力を活用する地域産業の育成に関する事項
10. 接境特化発展地区の指定・開発・運営に関する事項
11. 軍事施設の保全及び保安対策に関する事項
12. 農漁業・林業等、産業基礎施設の拡充・改善に関する事項
13. 電気・通信・ガス施設等、生活基盤施設の拡充・改善に関する事項
14. 住宅・上下水道等、住居環境の改善に関する事項
15. 風水害等、災害の防止に関する事項
16. 文化財の発掘と保存・管理に関する事項
17. 観光資源の開発と観光産業の振興に関する事項
18. 道路・港湾・空港・情報通信等、社会資本の整備と拡充に関する事項
19. 教育・医療・厚生施設等、文化福祉施設の拡充に関する事項
20. 民防衛（民間防衛）警報、退避施設の整備及び拡充に関する事項
21. その他、接境地域の利用・開発と保全に必要な事項

施行令（大統領令）に基づく「接境地域」の範囲は、以下のとおりとなっている。

ア. 同法第2条第1号本文の非武装地帯又は海上の北方限界線に接している市及び郡  
（同法施行令第2条第1項）

（ア）仁川広域市：江華郡、甕津郡

（イ）京畿道：金浦市、坡州市、漣川郡

（ウ）江原道：鉄原郡、華川郡、楊口郡、麟蹄郡、高城郡

イ. 同法第2条第1号本文における「大統領令により定める市及び郡」（同法施行令第2条第2項）

（ア）京畿道：高陽市、楊州市、東豆川市、抱川市

（イ）江原道：春川市

同法に基づき、接境地域支援事業が進められており、村落基盤整備（道路、散策路、橋梁、上下水道、排水路等）、農村景観改善（農道、河川、看板、街路灯、溝渠、生態池等）、文化福祉施設整備（村落会館、福祉会館、体育館、販売所、幼稚園、体験場、公園等）が行われている。<sup>4</sup>

---

<sup>4</sup> 京畿道、「接境地域発展」ページ、<http://www.gg.go.kr/equal-development>（2018年2月14日アクセス）

国庫補助率（支援補助率）については、同法施行令第 20 条により、「補助金管理に関する法律」第 9 条第 1 項第 2 号による基準補助率に 100 分の 20 を加えて計算した率とし、基準補助率に 100 分の 20 を加えて計算した率が 100 分の 80 を超過した場合は、100 分の 80 を支援補助率とする（ただし、基準補助率が 100 分の 80 を超えている場合は、その基準補助率を支援補助率とする）こととされている。

なお、接境地域とされる仁川広域市江華郡及び甕津郡にも、島嶼開発促進法により開発対象島嶼として指定された島嶼が存在する（江華郡 8 島、甕津郡 21 島）。

## （２）西海五島支援特別法

西海五島支援特別法（略称「西海五島法」。西海は、黄海の韓国における呼称）は、2010 年 10 月に発生した北朝鮮による延坪（ヨンピョン）島砲撃事件を契機に制定された法律で、南北分断の現実と特殊な地理的条件により、北朝鮮の軍事的脅威を受けている西海五島の生産・所得及び生活基盤施設の整備・拡充を通じ、定住条件を改善することにより、地域住民の所得の増大及び生活の安定並びに福祉の向上を図ることを目的としている（同法第 1 条）。

同法第 5 条の規定により、以下の各項目を含めた「発展総合計画」を行政安全部長官が策定し、これに基づき西海五島の開発事業を進めることとなっている。

1. 西海五島の開発及び支援に関する基本施策に関する事項
2. 西海五島の住民の安全な定住条件の造成に関する事項
3. 西海五島の周辺海洋の利用・開発・保全と海洋観光資源の開発及び農業・水産業の振興に関する事項
4. 教育・保健・医療・社会福祉及び生活環境の改善に関する事項
5. 道路・港湾・水道等、社会間接資本の拡充・整備に関する事項
6. 住民の本土との往来及び生活必需品の円滑な流通・供給に関する事項
7. 住民の安全確保のための対策の準備に関する事項
8. その他、西海五島の利用・開発・保全及び住民支援に関する事項

同法第 2 条第 1 項により、「西海五島」は、「仁川広域市甕津郡に属する白翎（ペンニョン）島、大青（テチョン）島、小青（ソチョン）島、延坪島及び小延坪（ソヨンピョン）島並びにその近隣海域」と定義されている。

国庫補助率（支援補助率）については、同法施行令第 4 条により、「補助金管理に関する法律施行令」第 4 条第 1 項本文及び別表 1 による基準補助率が 100 分の 80 より低い場合、基準補助率に当該事業の規模・必要性・緊急性等を考慮し、企画財政部長官が定める率を加えて計算した率とし、その合算した率が 100 分の 80 を超過した場合は、100 分の 80 を

支援補助率とする（ただし、基準補助率、「補助金管理に関する法律」第 10 条による差等補助率又は他の法律による補助率が 100 分の 80 以上である場合は、その補助率を支援補助率とする）こととされている。

なお、西海五島はすべて島嶼開発促進法により開発対象島嶼として指定された島嶼であり、かつ、西海五島が含まれる仁川広域市甕津郡は、接境地域法による接境地域となっている。

### 第 3 節 日本の離島振興制度の概要

#### 1 離島振興法

韓国の島嶼開発促進法に相当する日本の法律に、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）がある。同法は、長崎県の呼びかけを契機に、東京都、新潟県、島根県及び鹿児島県を加えた 5 都県の知事が「離島振興法制定に関する趣意書」を関係県に送るなど、法制定に向けた運動に取り組んだ結果、1953 年（昭和 28 年）7 月 15 日に議員立法により 10 年間の時限立法として成立、同月 22 日に公布・施行された。その後、6 回にわたって延長され、現在は、2023 年 3 月 31 日までの時限立法となっている。

同法第 1 条の規定によると、その目的は、「離島振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与すること」となっている。

同法第 2 条に基づき、離島振興対策実施地域を指定することとなっているが、数次に及ぶ離島振興対策審議会（現：国土審議会離島振興対策分科会）での議論の結果、指定基準及び指定解除基準は、下記のとおりと看做される<sup>5</sup>。

##### ・ 指定基準

- ①内海、外海の区別は不要
- ②本土との最短航路距離は外海離島 5 km 以上、内海の離島 10km 以上
- ③対本土航路の運航回数は 1 日 3 回以下
- ④離島人口は概ね 100 人以上

##### ・ 指定解除基準

- ①（対本土架橋）架橋事業により、指定離島と本土との間に常時陸上交通が確保された場

---

<sup>5</sup> 鈴木勇次、2010、香川大学瀬戸内圏研究センター学術講演会配布資料「離島振興法と瀬戸内海島嶼」、<http://www.kagawa-u.ac.jp/setouchi/images/index/2010/index-20101027-3-01.pdf>（2018 年 1 月 11 日アクセス）

合、「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全域又は一部について解除する。ただし、架橋年度の次の年度に限り、指定解除の猶予期間を置くことができる。

- ②（本土間埋立）指定離島と本土の間が、干拓、埋立事業により地続きとなった場合、離島とは認められないので、指定を解除する。ただし、干拓又は埋立事業年度の次の年度に限り、指定解除の猶予期間を置くことができる（後述のとおり、この点韓国と異なる）。
- ③（指定解除緩和）架橋事業により、指定離島と本土との間に常時陸上交通が確保された場合でも、普通自動車が通行できない集落がある場合は、当該地域の一部について、指定解除を猶予することができる。

現在、同法に基づく離島振興対策実施地域は、現在 78 地域が指定されており、その数は 258 島、面積約 5,339 平方キロメートル、人口約 38 万人、関係市町村数 112 となっている<sup>6</sup>。

同法第 3 条第 1 項に基づき、主務大臣（国土交通大臣）は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとされており、離島振興基本方針には、第 3 条第 2 項により、以下の事項を定めるものとされている。

1. 離島の振興の意義及び方向に関する事項
2. 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項
3. 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
4. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
5. 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。）に関する基本的な事項
6. 医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項
7. 介護サービスの確保等に関する基本的な事項
8. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
9. 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項
10. 観光の開発に関する基本的な事項
11. 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
12. 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

---

<sup>6</sup> 国土交通省「離島振興対策分科会」、2017、「国土審議会第 15 回離島振興対策分科会（2017 年 6 月 7 日）資料 4」、[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102\\_ritou01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_ritou01.html)（2018 年 1 月 10 日アクセス）

13. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する基本的な事項
14. 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項
15. 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項
16. 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項

なお、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「沖縄振興特別措置法」に基づき振興が図られている 49 の有人離島については、同法による有人指定離島には指定されていない。

## 2 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）は、「有人国境離島法」又は「国境離島新法」等とも呼ばれ、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じることにより、我が国の領海、排他的経済水域経済水域等の保全等を目的として 2016 年に制定された法律で、10 年間（2027 年 3 月 31 日まで）の時限立法である。

2008 年ごろから、韓国資本の進出が活発な長崎県対馬を対象とした「国境対馬振興特別措置法案」の制定についての議論がなされていたが、その過程で、対馬だけではなく、既存の特別振興法がある小笠原諸島、奄美群島及び沖縄を除く有人国境離島の振興を目的とした同法が成立することとなった。

同法第 2 条第 1 項において、「有人国境離島地域」は、以下のとおり定義されている。

1. 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる 2 以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海及び接続水域に関する法律（昭和 52 年法律第 30 号）第 1 条第 1 項の海域の限界を画する基礎となる基線（領海基線）を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
2. 1. のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

また、同法第 2 条第 2 項において、「特定有人国境離島地域」を「有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの」とし、別表に「特定有人国境離島地域の名称」及び「特定有人国境離島地域を構成する離島」等を一覧で掲げている。「特定有人国境離島地域」は、全国で 15 地域となっている。

同法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとされており、基本方針には、第4条第2項により、以下の事項を定めるものとされている。

1. 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する事項
2. 国の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項
3. 国による土地の買取り等に関する基本的な事項
4. 港湾等の整備に関する基本的な事項
5. 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に関する基本的な事項
6. 広域の見地からの連携に関する基本的な事項
7. 第12条に規定する国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項
8. 第13条に規定する国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項
9. 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する基本的な事項
10. 雇用機会の拡充等に関する基本的な事項
11. 安定的な漁業経営の確保等に関する基本的な事項
12. 前各号に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する重要事項

「基本方針」<sup>7</sup>（平成29年4月7日内閣総理大臣決定）において、「離島振興関連施策との整合性の確保」として、離島振興法との兼ね合いについて、特定有人国境離島地域は離島振興対策実施地域でもあることから、国及び地方自治体は、引き続き、離島振興法に基づく各種離島振興施策を講じ、離島の自立的発展を促進しつつ、これらの施策と整合的に、地域社会維持に関する施策を推進していくものとされている。

また、「施策の推進のための予算措置及びその活用」として、①地域社会維持交付金の創設及びその活用、②離島活性化交付金の積極的な活用、③特定有人国境離島漁村支援交付金の創設及びその活用、④地方創生推進交付金の積極的な活用、⑤その他予算措置が掲げられている。

さらに、「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策の基本的な事項」として、地方公共団体において、地域社会の維持に関する施策を行うに当たって必要な施策を推進することとし、とりわけ以下に掲げる取組を強力に進めるとされており、また、国はこれに関する必要な支援をするとされている。

---

<sup>7</sup> 内閣府「国境離島 WEB ページ」、「有人国境離島」ページ、  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/yyuujin.html>（2018年2月14日アクセス）

## 1. 国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空運送事業等に係る運賃等の低廉化

地方自治体は、地域社会維持交付金（内閣府）を活用して、離島住民及びこれに準ずるものを対象に、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島内を連絡する航路・航空路の運賃等を低廉化する。

また、航路事業者が将来の船舶建造のために現行の旅客運賃を引き上げようとする場合には、地方自治体は、地域社会維持交付金を活用して、一定の条件の下、これに伴う運賃負担増を抑制できることとする。

## 2. 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

離島のガソリン流通コスト対策事業（資源エネルギー庁）により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を継続する。

また、離島地域は石油製品の流通コストの高さに加え、自然現象により安定供給上の問題もあることから、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業（資源エネルギー庁）を通じて、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化、安定供給対策の検討・策定の支援を継続し、このうち特定有人国境離島地域からの申請については優先的に採択する。

事業活動に必要な物資に関しては、地方自治体は、地域社会維持交付金（内閣府）及び離島活性化交付金（国土交通省）を活用して、農水産品及び戦略産品の移出及び当該産品の生産又は移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。

## 3. 雇用機会の拡充等

### （1）農林水産業の再生

国は、特定有人国境離島地域の農林水産物の生産額を重要業績評価指標（KPI）として設定し、2027 年にかけて現在の水準を維持することを目標とする。

（農水産品等の販路拡大・付加価値向上）

地方自治体は、地域社会維持交付金（内閣府）、離島活性化交付金（国土交通省）を総合的かつ戦略的に活用して、農水産品及び戦略産品の移出及び当該産品の生産又は移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化や戦略産品開発の支援を行うとともに、農業者、漁業者等による品質・衛生管理高度化機材等の導入等を積極的に支援する。

また、市町村、都道府県がそれぞれ協力して、地方創生推進交付金（内閣府）及び地域社会維持交付金を活用し、地域商社の設立・運営を図る取組を検討・促進する。

また、国は、希少性、品質、訴求性の高い離島の製品の取引を行おうとする本土側企業の掘り起こしや需給双方のマッチングに積極的に取り組むものとする。

（担い手確保・育成対策）

国（農林水産省）は、農林水産業の新規就業者対策、6次産業化支援対策等の予算措置について優先採択枠を設定し、地域の要望に応じて予算配分の拡大を図ることとし、地方自治体等は積極的にこれらの事業を活用していくものとする。

なお、若年層のみならず、中高年層の間でもリタイア後に特定有人国境離島地域にU I Jターンをして新たに就業するニーズが根強くあり、このようなことも踏まえ、地方自治体は、既存の事業も柔軟に活用しながら、担い手の確保、育成を計画的に行っていくものとする。

また、地方自治体は、働き手不足の課題については、島の実情に応じて、人材を一元的に確保して業種ごとの繁忙期に応じてマルチワーカーとして活用する仕組みの構築等、効率的な人材活用に関する取組を検討・推進する。

## （2）民間事業者等の創業・事業拡大等の促進

国は、特定有人国境離島地域の平均開業率を重要業績評価指標（KPI）として設定し、これが 2027 年に少なくとも全国並みに達することを目標とする。

### ア 民間事業者等の創業・事業拡大

地方自治体は、地域社会維持交付金（内閣府）を活用して、民間事業者等が雇用増に寄与する創業・事業拡大を行う場合に必要な直接的な事業資金（設備資金、運転資金）を支援する。また、国（内閣府）は、新たに創設した、金融機関が島内事業者等に融資する事業資金について利子補給を行う制度（特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金（以下「利子補給金」という。））により創業・事業拡大を更に促進する。

同交付金及び利子補給金の対象は、特定有人国境離島地域の雇用増に直接的につながるのであれば、事業所が島内、島外にかかわらず対象となり得ることから、地方自治体においては、島内外の産業団体、金融機関等とも密接に連携しながら、島内外を問わず広く同交付金に関する制度周知を図り、事業者公募等を行い、島内外の人々の事業意欲を喚起するものとする。国においても、島に関心の高い層にターゲットを絞った戦略的な広報や、本土側企業に対する制度周知など、交付金の活用の動機付け等を行っていくものとする。

また、国、地方自治体は、それぞれ連携して、各種支援策に対する認知度を高め、島内外に国境離島に起業、移住することや、事業所を移転することの魅力について、普及啓発、世論喚起を行っていく。

### イ 地方創生による地域ぐるみでの創業・事業拡大の促進

地方自治体は、地方創生推進交付金（内閣府）を活用して、地域商社、DMO や、技術・技能職等の専門人材育成拠点の創出など、地域ぐるみで行う戦略づくりと戦略推進を行うとともに、当該戦略を実現するための港湾・漁港関連、道路関連等のインフラ整備も主体的に行っていくものとする。

また、一事業者、一業種のみでは対応が難しい働き手の不足の問題については、地方自治体が主導して、必要に応じて、地方創生推進交付金等も活用しつつ、例えば、島全体の人材派遣会社を設立し、人材を島内外から一元的に確保、訓練して、業種ごとの繁忙期に応じてマルチワーカーとして活用するといった効率的な人材活用に関する取組を検討・推進する。

#### ウ 漁業集落の維持のための取組

特定有人国境離島地域においては、漁業集落が数多く存在し、その維持が地域社会の維持にとって不可欠であることから、地方自治体は、漁業集落が行う新たな漁業又は海業に取り組む者への支援など雇用を創出するための取組である特定有人国境離島漁村支援交付金（水産庁）等を活用して積極的に支援する。

#### エ 雇用開発、職業訓練

国（厚生労働省）は、特定有人国境離島地域等の雇用開発を図る観点から、当該地域等における事業所の設置・整備、雇入れを行った事業主への助成金（地域雇用開発助成金）について、有効求人倍率等の状況にかかわらず助成対象とする措置を講ずる。また、離職者、求職者の職業訓練のため、民間機関を活用した職業訓練機会の確保について、優先配分することにより特定有人国境離島地域での活用促進を図る。

### （３）滞在型観光の促進

国は、特定有人国境離島地域における年間延宿泊者数を重要業績評価指標（KPI）として設定し、これを今後 10 年間で 90 万人泊増やすことを目標にする。この目標の達成に向けて島の魅力を増すことにより、入込客数も増加するものと考えられる。

地方自治体は、地域社会維持交付金（内閣府）等を活用して、地域の主体とともに、「もう一泊」（※日帰りから一泊へ、一泊から二泊へ等、滞在時間を延ばすこと）したいと旅行者に思わせるような、島ならではの食や体験といった現地観光サービスの開発・実証、その担い手の育成を行い、着地型観光の充実を図る。また、旅行会社やクルーズ船、チャーター便等の運航会社といった誘客、送客を担う本土側企業への働きかけも同時に行いながら、着地型観光を組み入れた魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券、旅行商品等の組成、企画及び広告宣伝への支援や販売促進を行う。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に関連する外国人旅行客を特定有人国境離島地域に呼び込むための情報発信や商品づくり、受入れ体制の整備について

も、地域社会維持交付金を活用して戦略的に進める。

また、上述の DMO の設立・運営、地域が一丸となって滞在型観光を推進する体制構築、シェアリングエコノミーの体制構築等や観光振興に必要なインフラ整備については、地方創生推進交付金（内閣府）等も活用していくものとする。

加えて、国は、広域的な地域間連携によるボーダーアイランドツーリズム（国境離島観光）に対する国民の関心を喚起する取組や、特定有人国境離島地域の地域資源を生かした商品づくり、情報発信等を行いたい旅行会社、メディア等の掘り起こし、訪日外国人旅行客の誘客、送客等において、地方自治体と連携して積極的な役割を果たしていくものとする。

#### 4. 安定的な漁業経営の確保等

国（水産庁）は、特定有人国境離島地域における漁業の重要性に鑑み、漁業者が安定的に漁業を営むことができるよう、特定有人国境離島地域を含む我が国の周辺海域において外国漁船の調査、監視を行う漁船に対する用船料、燃油代等の支援を図る。また、漁業者等が行う環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保等の取組を支援する「水産多面的機能発揮対策事業」について、特定有人国境離島地域向けに優先採択枠を設定し、その活用を促進する。

## 第2章 島嶼開発促進法の制度概要

### 第1節 目的及び定義

島嶼開発促進法（以下「法」という。）は、島嶼の生産、所得及び生活基盤の整備、拡充により生活水準を改善することにより、島嶼地域住民の所得増大と福祉向上を図ることを目的としている<sup>8</sup>。

また、「島嶼」の定義は、前述のとおり、済州特別自治道本島及び防波堤又は橋梁等により陸地（本土）と連結された時から大統領令（島嶼開発促進法施行令）で定める期間（10年<sup>9</sup>）が経過した島嶼を除く、満潮時に海で囲まれた地域をいう。なお、法第4条の規定により開発対象島嶼として指定され、第6条の規定により策定された開発事業が完了していない島嶼は、陸地（本土）と連結されて10年が経過していても、例外として「島嶼」と扱われる<sup>10</sup>。

### 第2節 指定島嶼

法第4条第1項により、開発が必要であると認められる島嶼を開発対象島嶼（以下「指定島嶼」という。）として指定することとなっている。指定島嶼は、行政安全部長官（日本の総務大臣に相当）が、広域自治体の長にあたる特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事（以下「市、道知事」という。なお、特別市長はソウルのみ、特別自治道知事は済州のみ。）の申請により、法第14条の規定による島嶼開発審議委員会の審議を経て指定することとなっており、これを変更する場合も同様である<sup>11</sup>。

また、指定することができる島嶼は、原則として常時居住する人口が10人以上でなければならない、指定期間は10年となっている<sup>12</sup>。

行政安全部長官は、開発対象島嶼を指定したときは、以下の各項目を告示することとなっている<sup>13</sup>。

1. 開発目標
2. 開発島嶼及び開発事業の範囲
3. 開発事業の概要
4. 開発事業の施行期間

---

<sup>8</sup> 島嶼開発促進法第1条

<sup>9</sup> 島嶼開発促進法施行令第2条

<sup>10</sup> 島嶼開発促進法第2条

<sup>11</sup> 島嶼開発促進法第4条第2項

<sup>12</sup> 島嶼開発促進法施行例第3条

<sup>13</sup> 島嶼開発促進法第5条

なお、指定島嶼は、第4次島嶼総合開発10箇年計画（案）策定時点で、全国で372あり、市道の指定島嶼数は、以下のとおりとなっている。

- ①仁川広域市（32）…中区（2）、西区（1）、江華郡（8）、甕津郡（21）
- ②京畿道（4）…安山市（2）、華城市（2）
- ③忠清南道（24）…保寧市（13）、瑞山市（4）、舒川郡（1）、洪城郡（1）、泰安郡（2）、唐津市（3）
- ④全羅北道（23）…群山市（16）、高敞郡（1）、扶安郡（6）
- ⑤全羅南道（216）…木浦市（5）、麗水市（42）、高興郡（13）、宝城郡（3）、康津郡（1）、海南郡（4）、務安郡（1）、靈光郡（6）、莞島郡（39）、珍島郡（33）、新安郡（69）
- ⑥慶尚北道（2）…鬱陵郡（2）
- ⑦慶尚南道（63）…昌原市（5）、統営市（38）、泗川市（6）、巨濟市（8）、固城郡（2）、南海郡（3）、河東郡（1）
- ⑧済州特別自治道（8）…済州市（6）、西帰浦市（2）

なお、韓国には17の広域自治体（市、道）があるが、内陸にあるソウル特別市、大邱広域市、光州広域市、大田広域市、世宗特別自治市及び忠清北道並びに海に面しているが釜山広域市、蔚山広域市及び江原道には、指定島嶼は存在しない。

### 第3節 事業計画

指定島嶼を管轄する市、道知事は、以下の各項目を含む事業計画を作成し、行政安全部長官に提出することとされている。なお、行政安全部長官は、島嶼開発審議委員会の審議を経て、事業計画作成のために必要な指針と基準を定めることができるものとされている（法第6条）。

- 1. 住民所得の増大や生活水準の向上のために必要な住居環境及び施設の改善に関する事項
- 2. 産業振興や資源開発のために必要な基盤施設の設置に関する事項
- 3. 島嶼地域の交通、通信の便益増進のために必要な運送及び運送手段や通信施設の改善、拡充に関する事項
- 4. 風水害や災害等を防止するために必要な防波堤、防潮堤施設や山林緑化等、国土保全に関する事項
- 5. 住民の福祉増進のために必要な教育、厚生、医療、文化及び電気設備の設置、改善に関する事項
- 6. 島嶼地域の環境保全に関する事項
- 7. 生活必需品の円滑な流通、供給のための支援、補助等に関する事項

8. 国家安全保障のために必要な施設に関する事項
9. その他島嶼開発のために必要な事項

また、施行令第6条により、事業計画には、以下の事項も含むものとされている。

1. 開発の目的
2. 開発の方向
3. 開発事業の概要
4. 開発事業が環境に与える影響及び対策
5. 事業別の投資計画
  - ア. 財源別事業費調達計画
  - イ. 年次別投資計画
6. 事業施行期間

事業計画は、行政安全部長官が島嶼開発審議委員会の審議を経た上で国務総理に報告して確定することとなっている。確定された計画を変更する場合も同様である<sup>14</sup>。

関係市、道知事は、確定された事業計画に基づき、毎年、翌年度の事業計画（以下「年度別事業計画」という。）を作成し、行政安全部長官に報告することとなっている。同長官は、年度別事業計画を島嶼開発審議委員会の審議を経た上で確定することとなっている（法第8条）。

法に基づく事業計画として、第1次島嶼総合開発10箇年計画（1988～1997）、第2次島嶼総合開発10箇年計画（1998～2007）、第3次島嶼総合開発10箇年計画（2008～2017）が策定され、2018年から2027年にかけては、第4次島嶼総合開発10箇年計画に基づき、開発が進められていくこととなっている。

第4次計画は後述することとし、以下に第1次計画から第3次計画までの概要（表1）と、第3次計画の策定及び推進から第4次計画策定に至るまでの経緯を示す。

表1 第1次～第3次島嶼総合開発10箇年計画

| 区分   | 第1次計画                            | 第2次計画                            | 第3次計画                |
|------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 計画時期 | 1988年～1997年                      | 1998年～2007年                      | 2008年～2017年          |
| 目標   | 生活基盤施設改善<br>所得基盤施設拡充<br>文化福祉水準向上 | 国土の均衡開発促進<br>海洋文化水産資源の<br>調和した開発 | 魅力ある住みよい島<br>づくり     |
| 開発戦略 | 地域単位総合開発<br>母島の中心生活圏形成           | 海洋総合観光団地と<br>して重点開発              | 協力的総合計画<br>島嶼別の特性を類型 |

<sup>14</sup> 島嶼開発促進法第7条

|             |      |                       |                                                  |                                                                                                                                                                                   |
|-------------|------|-----------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |      | 島嶼別の特性開発<br>自然環境保全    | 島嶼別の立地類型特<br>性開発<br>一部地域に民間資本<br>誘致              | 化した総合的計画<br>住民参加型の総合計<br>画<br>連陸・連島橋事業の持<br>続的推進                                                                                                                                  |
| 段階別<br>推進戦略 | 第1段階 | 生活基盤施設の優先解<br>決       | 島嶼別総合開発の策<br>定<br>生活基盤施設の優先<br>拡充                | 10 年単位で推進され<br>る計画の限界を克服<br>するため、一定周期で<br>事業を評価し、島嶼の<br>環境変化を計画に反<br>映<br>一定周期の評価とそ<br>の結果に基づくイン<br>センティブ（又は逆イ<br>ンセンティブ）提供<br>島嶼診断、開発卒業制<br>度 <sup>15</sup> 等を通じ島嶼開<br>発事業の効率的推進 |
|             | 第2段階 | 生活基盤施設及び所得<br>増大事業の推進 | 生産基盤施設及び所<br>得増大事業の推進                            |                                                                                                                                                                                   |
|             | 第3段階 | 文化福祉施設及び環境<br>改善事業の推進 | 文化福祉水準の向上<br>水産及び海洋資源の<br>開発<br>交易基地化事業の重<br>点推進 |                                                                                                                                                                                   |

第1次島嶼総合開発 10 箇年計画（1988～1997）：1988 年 4 月 14 日確定

第2次島嶼総合開発 10 箇年計画（1998～2007）：1998 年 2 月 4 日確定

第3次島嶼総合開発 10 箇年計画（2008～2017）：2008 年 1 月確定

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発 10 箇年計画（案）』

2008 年からは、第3次計画が策定され、「魅力ある住みよい島づくり」を目標として政策が推進されてきた。「魅力ある島」は、週5日勤務制（週休2日制）の定着、余暇パターンの変化により、対内外的に急増している島嶼観光需要を考慮した目標であった。「住みよい島」は、持続的な所得増大がなし遂げられ、文化・福祉・教育を享有することができる住みよい住処として、島嶼を作りあげようという目標であった。

第3次計画は、地域発展政策のパラダイム変化により、当初計画と異なった形で推進されてきた事業を補完するために、2014 年に変更計画が策定された。変更計画では、当初計画に反映されていなかった地域発展特別会計の改編（広域・地域発展特別会計から地域発展特別会計（地域住民の生活の質向上及び地域の経済力強化を目的とする「国家均衡発展特別法」に基づく会計）に改編）により、島嶼地域に投資された新規事業が反映されている。

第3次計画が 2017 年に終了することから、島嶼地域の持続的な発展と住民の生活の質

<sup>15</sup> 将来の島嶼の展望、開発需要、投資効果等を分析し、開発の必要や効果がない島嶼を除外し、投資の効率を高めるための制度。開発対象島嶼の指定に基づく無条件の事業投資による財源活用の非効率性を除去し、予算の浪費を低減する意味がある。

向上のための新しい第4次計画の策定が必要となった。島嶼における対内外の環境変化、島嶼住民が求めるものの変化等、島嶼地域の新しい需要を反映した事業計画とすることが必要とされている。

文在寅新政権の発足等により変化する政策や、現在の環境に対応できるよう島嶼総合開発計画の実際の状況への適合性を確保することも必要な状況にある。住民の生活の質を向上させる環境に優しい持続可能な開発原則を指向し、地域住民の所得創出に繋げることができる発展方策を提示することを目指している。執筆時点では、第4次計画は確定していないが、2018年の早い段階で確定するものと思われる。

#### 第4節 財政・税制支援

国及び地方自治体は、事業計画を推進するために必要な資金を事業施行者（国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関又はその他同法施行令で定める者）に補助、融資、又は斡旋し、その他必要な措置を講じるものとされている<sup>16</sup>。地方自治体が施行する事業の国の補助率は、「補助金管理に関する法律」第9条、第10条及び同法施行令第4条、第5条の規定による基準補助率と等差補助率<sup>17</sup>を適用するものとされている<sup>18</sup>。

また、国及び地方自治体が、事業計画を効果的に推進するために必要な事業費を予算に計上することのほか、必要な税制支援をすることができることを定めている<sup>19</sup>。

#### 第5節 島嶼開発審議委員会

以下の事項を審議するために、行政安全部に島嶼開発審議委員会を置くこととなっている<sup>20</sup>。

1. 島嶼の指定
2. 事業計画の作成のための指針と基準
3. 事業計画及び年度別事業計画
4. その他委員長が必要と認める事項

委員会は、委員長及び副委員長各1名を含む20名以内の委員で構成することとなり、委員長は行政安全部長官が務め、副委員長は委員の中から互選することとなっている

---

<sup>16</sup> 島嶼開発促進法第10条第1項

<sup>17</sup> 基準補助率に一定の比率（20%、15%又は10%）を加える差等補助率と、基準補助率から一定比率（20%、15%又は10%）を除く差等補助率がある（「補助金管理に関する法律施行令」第5条第1項）。

<sup>18</sup> 島嶼開発促進法施行令第13条

<sup>19</sup> 島嶼開発促進法第11条及び同施行令第14条並びに同法13条

<sup>20</sup> 島嶼開発促進法第14条第1項

る<sup>21</sup>。委員は、関係する中央行政機関の次官、庁長及び高位公務員団に属する一般職公務員の中から大統領令で定める者とされており<sup>22</sup>、具体的には、企画財政部次官、教育部次官、国防部次官、行政安全部次官、農林畜産食品部次官、保健福祉部次官、環境省次官、国土交通部次官、海洋水産部次官、山林庁長又は所属高位公務員団に属する公務員のうち該当機関の長が指定する者となっている<sup>23</sup>。

また、島嶼開発審議委員会の審議事項を効率的に審議するためとして、同委員会に島嶼開発実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置くこととなっている。実務委員会は、委員長を含む 20 人の委員で構成することとなっており、委員長は行政安全部の均衡発展支援業務を所管する局長が務め、副委員長は委員の中から互選することとなっている。委員は、企画財政部、教育部、国防部、行政安全部、農林畜産食品部、保健福祉部、環境部、国土交通部、海洋水産部及び山林庁の長が、所属する 3 級又は 4 級公務員（担当官又は課長の補職がある公務員をいう。）のうち、それぞれ指定する者となっている<sup>24</sup>。

---

<sup>21</sup> 島嶼開発促進法第 14 条第 2 項及び第 3 項

<sup>22</sup> 島嶼開発促進法第 14 条第 4 項

<sup>23</sup> 島嶼開発促進法施行令第 15 条第 1 項

<sup>24</sup> 島嶼開発促進法施行令第 16 条

### 第3章 島嶼開発促進法対象地域の現状及び振興策

次に、島嶼開発促進法対象地域について、離島の多い順に4つの広域自治体の現状及び振興策を具体的に見ていくこととする。

#### 第1節 全羅南道

全羅南道は、韓国南西部に位置する広域自治体で、5市17郡（道庁所在地：務安郡）で構成され、面積は12,335.13平方km（2017年12月31日現在）で全国の約12.3%を占め、人口は1,935,664人（2016年12月31日現在）となっている。島嶼数は2,219島で、全国の65%を占めている。また、全羅南道には、島のみで構成される莞島郡、珍島郡、新安郡の3つの郡が存在する。

全羅南道における第3次計画までの推進実績は、次の表のとおりとなっている。

表2 全羅南道における島嶼開発事業推進実績

（金額単位：億ウォン）

| 区分               | 総事業費   | 国費     | 地方費   | 件数    | 主要内容                         |
|------------------|--------|--------|-------|-------|------------------------------|
| 計                | 17,371 | 12,619 | 4,752 | 5,508 | -                            |
| 第1次<br>1988～1997 | 1,751  | 1,156  | 595   | 1,985 | 生活基盤・所得基盤施設拡充<br>文化福祉水準向上    |
| 第2次<br>1998～2007 | 6,265  | 4,381  | 1,884 | 2,677 | 国土の均衡開発促進<br>海洋文化水産資源の保全     |
| 第3次<br>2008～2017 | 9,355  | 7,082  | 2,273 | 846   | 「魅力ある住みよい島」創出<br>島の特性を活かした開発 |

出典：全羅南道、2016、「島嶼総合開発事業」

なお、現在は、「国家均衡発展特別法」に基づき、「地域発展特別会計」地域開発勘定による包括補助金市郡自律編成事業（基盤施設、観光施設等の包括的事業を、市郡で細部事業を決定し契約・執行するもの。）に対する包括補助金として交付を行っている。継続事業については、国費70%・地方費30%、新規事業については、特殊状況地域（行政安全部所管）は、国費80%・地方費20%、成長促進地域（国土交通部所管）は、国費100%の負担比率となっている。

大規模な公共事業となる連陸・連島橋の架橋事業について、直近では、次の表の5橋が挙げられる。

表3 全羅南道における第3次計画にかかる架橋事業の現況

| 市郡 | 事業名            | 事業量<br>(m)       | 事業期間      | 事業費（百万ウォン） |         |        |
|----|----------------|------------------|-----------|------------|---------|--------|
|    |                |                  |           | 計          | 国費      | 地方費    |
| 小計 | 5市郡            | 上段橋梁<br>下段接続道路   | -         | 223,508    | 177,426 | 46,082 |
| 高興 | 泗洋島～臥<br>矯連陸橋  | L=967.2<br>L=420 | 2012～2017 | 40,900     | 40,900  | 0      |
| 莞島 | 蘆花島～鳩<br>島連島橋  | L=780<br>L=840   | 2010～2016 | 57,000     | 39,900  | 17,100 |
| 珍島 | 下鳥島～羅<br>拌島連島橋 | L=360<br>L=627   | 2013～2019 | 29,000     | 29,000  | 0      |
| 新安 | 安佐島～者<br>羅島連島橋 | L=670<br>L=1,334 | 2010～2017 | 46,600     | 32,620  | 13,980 |
| 麗水 | 東島～西島<br>連島橋   | L=530<br>N/A     | 2011～2015 | 50,008     | 35,006  | 15,002 |

出典：全羅南道、2016、「島嶼総合開発事業」

全羅南道では、公共事業中心の離島振興だけではなく、「行ってみたい島づくり」事業として、①小規模事業中心、②住民による発掘、運営、③村落企業、④住みたい島をキーワードに、離島の活性化を図っている。島固有の生態資源の保全と回復、魅力的な島文化の観光資源化、住民と自治体がともに行う島づくりを戦略の柱として、2013年に609万人だった離島への観光客数を2024年までに1,200万人とすることを目標としている。

事業が始まった2015年にまず、麗水市の狼（ナン）島、高興郡の連洪（ヨノン）島、康津郡の駕牛（カウ）島、莞島郡の所安（ソアン）、珍島郡の観梅（クアンメ）島、新安郡の半月（パヌオル）・朴只（パクチ）島の6つの島を対象として選定し、資源の調査や住民大学を開くなどした上で、リフォームによるカフェや案内所、トレッキングコースの整備などを行っており、2016年以降も、2024年まで毎年2つの島を選定して実施する計画となっている。

下記のとおり、事業運営体系は3段階で構成されている。

①1年度目（導入期）：住民の能力強化及び島別の推進計画の策定

住民協議会の構成、住民の能力強化教育（住民の共感者を増やすことを含む）、現場見学  
島別のマスタープランの策定を通じた具体的な事業発掘（上半期）  
道、市・郡の担当組織への政策諮問を通じた安定的な支援・協力体制の構築

②2～4年度目（本格期）：事業の本格推進及び広報

島別の特性に合った花・木の植栽及び栽培、群生地を整備等

固有の生物種の調査保存、島の代表的な種の選定  
歴史、伝説、伝統、民俗遊び等の発掘、コンテンツ化  
村落企業<sup>25</sup>、社会的企業<sup>26</sup>の発掘、運営、旅行プログラムの発掘及び運用等

- ③ 5 年度目（成熟期）：事業評価及び住民主導での持続への誘導  
事業総合評価（5 年度目）後、住民主導で持続推進できるように誘導

なお、第 4 次計画に示された各市郡別の島嶼の発展方向は、以下のとおり。

○木浦市

- ・ 特性化、生活の質の向上、ネットワーク化
- ・ 島嶼別の差別化されたテーマ設定、定住環境の造成、島嶼の連携性強化

○麗水市

- ・ 島嶼観光の中心都市として発展するための海洋レジャースポーツの活性化
- ・ 所得基盤施設の拡充及び生活の質の向上

○高興郡

- ・ 島の価値を極大化し、住民の生活の質が向上する定住条件の改善
- ・ 災害防止及び持続可能な観光

○宝城郡

- ・ 行きたい島づくり
- ・ 干潟景観の保全と管理による自然環境と漁業遺産の調和

○康津郡

- ・ 島嶼総合開発事業の年次別推進
- ・ 事業推進委員会の構成を通じた住民の意見の反映

○海南郡

- ・ 島嶼民の経済的自立の推進
- ・ 定住条件の改善及び施設の補強

---

<sup>25</sup> 地域住民が各種地域資源を活用した収益事業を通じて、共同の地域問題を解決し、所得及び雇用を創出し、地域共同体の利益を効果的に実現するために設立・運営する村落（マウル）単位の企業をいう。（行政安全部「村落企業」、<http://www.cbhub.or.kr/>（2018 年 2 月 22 日アクセス））

<sup>26</sup> 営利企業と非営利企業の間での形態で、社会的目的を優先的に追求しながら、財貨・サービスの生産・販売等、営業活動を行う企業（組織）をいう。（韓国社会的企業振興院、<http://www.socialenterprise.or.kr/index.do>（2018 年 2 月 22 日アクセス））

○務安郡

- ・劣悪な環境改善のための環境にやさしい事業の推進
- ・観光客が留まることができる滞在型の美しい島の開発

○靈光郡

- ・観光インフラの構築を通じた観光需要の吸収
- ・内陸中心から海洋中心への変化を通じた所得の増大

○莞島郡

- ・住民の基本生活の支援及び安全施設の強化
- ・母島と近隣の島の連携事業を強化した品格の高い生活の拠点づくり

○珍島郡

- ・島嶼別の類型化を通じた集中投資
- ・観光拠点型の島嶼開発及び島嶼圏域の関門漁港の名所化

○新安郡

- ・後進地域のイメージ改善及び定住条件の改善
- ・安全で住みやすい島嶼の造成

## 第2節 慶尚南道

慶尚南道は、韓国南東部に位置する広域自治体で、8市10郡（道庁所在地：昌原市）で構成され、面積は10,539.56平方kmで全国の面積の10.5%を占めており、人口は3,373,871人（2016年12月31日現在）となっている。統営市や巨済市、南海郡をはじめとして786の島があり、うち、巨済市と南海郡は、島のみによって構成されている。

慶尚南道における確認できた島嶼総合開発事業の概要及び投資計画は、以下のとおりとなっている。

○事業期間：1988年～2017年

○事業量：62島嶼

○総事業費：409,715百万ウォン

（国費286,946百万ウォン、道費50,012百万ウォン、市郡費72,757百万ウォン）

表4 慶尚南道における島嶼総合開発事業年度別投資計画

(単位：百万ウォン)

| 区分  | 計       | 2012 年以前 | 2013 年 | 2014 年計画 | 2015 年以降 |
|-----|---------|----------|--------|----------|----------|
| 計   | 409,715 | 267,314  | 27,619 | 28,752   | 86,030   |
| 国費  | 286,946 | 188,259  | 20,342 | 21,820   | 56,525   |
| 道費  | 50,012  | 27,850   | 3,627  | 3,466    | 15,069   |
| 市郡費 | 72,757  | 51,205   | 3,650  | 3,466    | 14,436   |

出典：慶尚南道、2013、「2013 年慶尚南道財政公示」

その他、「慶尚南道零細渡船運営支援条例」（2009 年から市・郡に財政支援を実施）及び「慶尚南道島嶼地域住民旅客船運賃等支援条例」（2006 年から島嶼民の旅客船運賃支援事業を実施）により、離島に居住する住民の海上交通利用に係る支援を行っている。

なお、第4次計画に示された各市郡別の島嶼の発展方向は、以下のとおり。

## ○昌原市

- ・後進島嶼地域の均衡発展と魅力があり住みやすい島の開発
- ・島嶼地域周辺の開発資源を活用した観光客誘致による所得の増大

## ○統営市

- ・島嶼地域の均衡ある開発及び漁業所得基盤の造成
- ・テーマ型の島の観光基盤構築及び島嶼景観を活用した環境にやさしい開発

## ○泗川市

- ・定住環境の改善及び島嶼住民の所得の増大
- ・島嶼景観及び特性を活かした観光資源の開発

## ○巨済市

- ・住民すべてがともにする住みやすい島の集落づくり
- ・生活の質の向上と島の資源の連携開発

## ○固城郡

- ・新しい需要を反映した産業の模索及び住民参加の活性化
- ・持続可能な定住条件の改善を通じた生活の拠点づくり

## ○南海郡

- ・地域住民が自然災害から安全に生活できる拠点の構築
- ・観光インフラの構築と島の観光プログラムの開発

○河東郡

- ・島の自然環境及び施設の活用度を考慮した島の開発
- ・滞在型の島の観光地の開発

### 第3節 仁川広域市

仁川広域市は、ソウル特別市の西方、黄海に面する広域自治体で、8区2郡（市庁所在地：南東区）で構成され、面積は1,048.98平方km（2015年12月31日現在）、人口は2,925,815人（2015年12月31日現在）となっている。島嶼数は168島で、有人島が40島（うち一般島嶼33島、連陸島嶼（橋梁により本土と繋がっている島）7島）、無人島が128島となっている。区郡ごとに見ると、甕津郡が115島（有人島23島、無人島92島）で最も多く、江華郡が31島（有人島12島、無人島19島）、中区が13島（有人島4島、無人島9島）と続く。広域市（人口100万人以上が広域市となる要件）の中で唯一、島嶼開発促進法による指定島嶼を有する。

仁川広域市は、海洋航空局の下に離島振興を担当する海洋島嶼政策課を設置している。同課作成の「島嶼総合開発事業推進状況」による島嶼総合開発事業の概要及び投資計画は、以下のとおりとなっている。

○位置（規模）：接境地域（江華郡、甕津郡）、島嶼地域（中区、江華郡、甕津郡）

○事業期間：2008年～2017年

○支援条件：国費80%、地方費20%（市10%、郡・区10%）

○総事業費：3,088億ウォン（国費2,260億ウォン、市費414億ウォン、郡・区費414億ウォン）

表5 仁川広域市における島嶼総合開発事業推進実績及び投資計画

（単位：億ウォン）

| 区分  | 総事業費  | 2014年まで | 2015年 | 年度別投資計画 |       |
|-----|-------|---------|-------|---------|-------|
|     |       |         |       | 2016年   | 2017年 |
| 合計  | 3,088 | 1,987   | 341   | 401     | 359   |
| 国費  | 2,260 | 1,400   | 268   | 316     | 276   |
| 地方費 | 828   | 587     | 73    | 85      | 83    |

出典：仁川広域市、2016、「島嶼総合開発事業推進現況」

仁川広域市海洋島嶼政策課では、品格の高いブランド力のある島嶼建設のための戦略課題の探求及び戦略の策定並びに島嶼の特性をもとに政府の地域発展政策に関連した事業を積極的に反映させる実践的な計画の整備を目的として、2016年に「仁川の価値再創造のための仁川島嶼発展基本計画」を策定して、離島振興に積極的に取り組んでいる。

計画の対象は、仁川広域市の島嶼全域とし、「直接圏」として、中区、西区、江華郡及び甕津郡の開発対象島嶼（指定島嶼）を中心とした 34 島、「間接圏」として、島嶼発展に関連する周辺地域、無人島嶼等と範囲を設定している。計画期間は、2015 年を基準年度とし、2016 年から 2025 年までの 10 箇年としている。

島嶼発展計画の基本方向としては、以下の 4 項目を掲げている。

1. 仁川（広域市本土）との距離、各島との関係等を考慮し、6 つの圏域を設定
2. 地政学的条件を勘案した島同士の連携開発の推進
3. 生活圏別に地域の特性を勘案、テーマ付与及び効果の極大化
4. 各島嶼の均等なサービス提供のための中心生活圏強化

また、圏域別共通分野の推進戦略として、定住環境、産業経済、交通、保健福祉、観光の 5 つの分野に分けて、政策課題、実践戦略、実践プログラムを掲げている。6 つの圏域については、11 の生活圏とともに、以下のとおり定めている。

- ①永宗（ヨンジョン）圏域 7 島
  - 舞衣（ムイ）生活圏 2 島
  - 細於（セオ）生活圏 1 島
  - 北島（プクト）生活圏 4 島
- ②江華（カンファ）圏域 8 島
  - 喬桐（キョドン）生活圏 1 島
  - 席毛（ソンモ）生活圏 3 島
  - 注文（チュムン）生活圏 4 島
- ③徳積（トクチョク）・紫月（チャウオル）圏域 11 島
  - 徳積生活圏 7 島
  - 紫月生活圏 4 島
- ④霊興（ヨンフン）圏域 3 島
  - 霊興生活圏 3 島
- ⑤白翎（ペンニョン）・大青（テチョン）圏域 3 島
  - 白翎・大青生活圏 3 島
- ⑥延坪（ヨンピョン）圏域 2 島
  - 延坪生活圏 2 島

なお、第 4 次計画に示された各区郡別の島嶼の発展方向は、以下のとおり。

#### ○中区

- ・恵まれた自然景観を活用した観光施設拡充及び海洋観光名所化
- ・観光商品の開発及び観光客誘致

#### ○西区

- ・持続可能な漁村観光と都市の交流空間造成、漁業所得の増大
- ・海洋観光プログラムの開発を通じた海洋空間の価値の再認識

#### ○江華郡

- ・魅力ある恋人の島づくり（見たい行きたい島）
- ・島嶼の接近性改善、生活の資源と特性の洗い出し、持続可能な島の発展

#### ○甕津郡

- ・医療及び居住環境の改善及び所得2倍システムの構築
- ・安全で便利な海上交通、魅力的な海洋環境造成

### 第4節 忠清南道

忠清南道は、韓国中西部に位置する広域自治体で、8市7郡（道庁所在地：洪城郡）で構成され、面積は8,226.14平方km（2016年12月31日現在）で全国の約8.2%を占め、人口は2,115,586人（2017年11月現在）となっている。開発対象島嶼（指定島嶼）は、3市3郡に24島あり、面積は33,851平方km、人口は4,044人（2016年12月現在）となっている。

第3次計画に基づき、912億ウォンを投資し、住居インフラ、所得の増大、景観改善及び住民の能力強化に関する事業を推進している。

忠清南道では、政策の方向性を定め、体系的な開発ガイドラインを定める必要から、別途、「忠清南道島嶼発展総合計画」（基準年度：2012年。計画期間：2014年～2020年（短期計画：2014年～2017年）、中長期計画（2018年～2020年））を2014年3月に策定している。同計画により、忠清南道の島嶼を、①本土接近型島嶼クラスター、②遠隔島嶼テーマ型、③山と海融合型、④大衆海洋観光型、⑤国際生態観光型、⑥浅水（チョンス）湾沿岸多重ネットワーク型、⑦生態・景観保全型、⑧海洋環境研究及び観光資源開発型の8つの圏域に分けて、中長期の島嶼開発を進めている。

また、定住基盤、産業経済、文化・観光、環境・景観、住民の能力強化の5つの分野に分けて、今後の発展の方向を示している。

表6 忠清南道における島嶼総合開発事業の投資現況

（2016年12月現在）

| 全体      | 既投資     | 2016年度  | 2017年度  |
|---------|---------|---------|---------|
| 912億ウォン | 667億ウォン | 118億ウォン | 127億ウォン |

出典：忠清南道、2017、「2017道政白書」

なお、第4次計画に示された各区郡別の島嶼の発展方向は、以下のとおり。

○保寧市

- ・圏域別に特化した島嶼開発
- ・希望ある生態環境の造成及び不足のない定住環境の構築

○瑞山市

- ・島嶼地域漁村型の観光開発及びグローバル韓流漁村観光拠点の造成
- ・忠清南道観光のガバナンスの構築

○舒川郡

- ・東アジアの渡り鳥等、生態国際観光の教育拠点の造成
- ・国際交流の活性化及び生態観光基盤の構築

○洪城郡

- ・地域の特徴的な資源の発掘及び活用
- ・島の観光体験プログラムの発掘

○泰安郡

- ・住民の不便の解消及び民間の開発環境の整備
- ・島を訪問する観光客の利便施設及び見どころの造成

○唐津市

- ・名品の島ベスト10及び休暇シーズンに訪れたい代表的な島の造成
- ・住民の実質的な生活の改善

## 第4章 島嶼開発促進法の今後と課題

### 第1節 第4次島嶼総合開発10箇年計画

第4次島嶼総合開発10箇年計画（以下「第4次計画」といい、2018年3月中旬現在、各関係自治体において住民の意見を集約中の内容を記述することとする。）は、2016年を基準年度として、2018年から2027年の10年間を計画期間として策定される。

段階別に目標年度を定めており、第1段階は2018年から2020年の3年間、第2段階は2021年から2023年の3年間、第3段階は2024年から2027年の4年間となっている。

法第4条により開発が必要だと認められた「開発対象島嶼（指定島嶼）」は、前述のとおり372島であるが、開発対象島嶼として指定されていない済州島本島を除く有人島嶼に該当する「管理島嶼」も計画に含むものとされている。

計画の内容としては、下記の各事項を含むものとなっている。

#### ①開発対象島嶼及び管理島嶼の現況分析、条件変化の展望及び診断

…主要項目別の現況及び条件分析、島嶼の限界と潜在力分析、関連計画検討

島嶼総合開発10箇年計画が提示している国家及び地方自治体による支援戦略の実績及び成果分析

#### ②第4次島嶼総合開発10箇年計画（2018～2027）の基本部分

…計画のビジョン、目標、将来像、推進戦略、主要課題の策定

#### ③部門別発展計画

…部門別の現況及び開発条件分析、発展計画（ビジョン—目標—戦略）

#### ④進行及び管理計画

…行政計画及び推進体系の構築、投資計画、財源調達計画及び管理計画の提示

以下、具体的に第4次計画の内容を見ていく。必要に応じて、一部のみ、詳細に紹介をしているものもある。

### 1. ビジョン及び発展目標

#### （1）ビジョン：持続可能な我が国土である島の価値の再発見

- ・第4次計画は、我が国土である島を、持続可能な発展を通じてその価値を再発見しようとするものである。
- ・高齢化及び人口減少による無人島の増加問題を緩和し、島嶼地域が持つ特殊性に注目し、国家の成長動力及び領土の防衛の拠点として、再発見しようという意志を示す。

## (2) 発展目標

### ○品格の高い生活の拠点としての島

- ・住民が居住する集落の生活環境を集中的に改善し、住民所得の増大、雇用、福祉、医療、文化、教育等、生活の質の先進化
- ・「母島―子島」（その地域の中心となる島とそれ以外の島）を連携させた島嶼間の協力事業、市郡―市道間の連携協力事業の発掘及び市・郡事業のほか、全省庁的に島嶼発展事業を連携させた総合計画を策定することにより、住民の不便を最小化

### ○国家の成長動力としての島

- ・外部に開かれているコミュニケーションの空間として造成し、島の特色ある文化・環境を極大化させ、国家の成長動力としての発展
- ・島の特殊性が反映された観光基盤施設、島嶼観光プログラムを開発し、住民が参加する環境にやさしい観光事業を育成する等、島の成長動力化

### ○領土の防衛の拠点としての島

- ・国土空間を拡大するため、島嶼に住民が持続居住することができる基本生活インフラの構築
- ・島嶼住民が持続的に定住することができるように、基本生活インフラを構築することにより我が国の海洋主権を強化

## 2. 策定の方向性及び推進戦略

### (1) 策定の方向性

#### ○住民の生活の質の改善

- ・住民の所得拡大及び雇用創出事業の発掘
- ・住民の福祉・医療・文化・教育空間の拡充
- ・集落の生活改善パッケージ事業
- ・全省庁での島嶼発展事業の連携
- ・島嶼間の連携協力事業

#### ○交通改善・観光活性化及び規制緩和

- ・開かれた空間の造成のための交通条件改善  
…旅客船等の公共交通の条件が劣悪な小規模な島において、集落の共同で活用することができる渡船等の交通手段を準備し、外部に開かれている空間を造成  
住民の意見の収斂を経て、連陸（本土との連結）・連島（島嶼同士の連結）が必要な場合、連陸・連島橋の建設を通じ、島嶼住民の交通環境を改善

- ・ 島嶼地域の特性を活かした持続可能な観光プログラム開発
- ・ 島の発展のための規制緩和及び制度改善の推進
  - …住民が不便に感じている事項を解消し、民間投資の活性化のために規制緩和及び制度改善事項を発掘

#### ○住民の基本生活の支援

- ・ 基礎生活基盤施設の拡充
- ・ 住民の安全施設の強化
- ・ 島の住民の用水の確保
- ・ 島嶼環境の保全

### (2) 推進戦略：6大推進戦略

#### ○戦略1：ともによく住み、活力あふれる集落の造成

- …流通・販売・加工、漁業及び農業基盤の拡充等、島嶼住民の所得源の多角化及び所得の増大・雇用の創出、農水産業の基盤施設の整備等及び生産環境の造成

#### ○戦略2：住民生活の安定及び生活の質の向上

- …需要者中心の福祉体系の構築、良質な医療環境の造成、文化の日常化、教育条件の増大

#### ○戦略3：交通基本権の確保のための海上交通

- …内陸及び島嶼間の移動の確保、交通施設及び渡船の建造、待合室の確保

#### ○戦略4：持続可能な滞在型観光基盤の育成

- …島の多様な潜在資源の発掘及び資源価値の向上、滞在したい島の観光基盤の創出により住民の所得の増大

#### ○戦略5：快適で安全な定住条件の創出

- …道路、自家発電、発電、給水、用水確保等、便利で安全な定住環境の造成、環境基礎施設の整備により、きれいな島のイメージの創出

#### ○戦略6：中心集落の育成を通じた住民生活の改善

- …島の中心集落への生活改善事業の集中投資を通じた集落中心の島嶼の生活改善推進、中心集落―後背地域の連携を通じた投資の効率化

### 3. 類型別島嶼発展戦略

#### (1) 島嶼類型区分の基準

##### ○基礎インフラ及び交通による区分

- ・基礎インフラの構築状態と最も隣接した本土まで船舶により移動したときの最短所要時間を基準として、A、B、C、Dの4つに類型を区分
- …基礎インフラが絶対的に不足している状態<sup>27</sup>、かつ本土からの最短所要時間が1時間以内であるA類型（147島）、1時間以上であるB類型（126島）
- …生活の質が向上している段階<sup>28</sup>であり、本土からの最短所要時間が1時間以内であるC類型（73島）、1時間以上であるD類型（26島）

##### ○雇用創出分野による区分

- ・雇用創出分野は、農漁業及び農水産品加工並びに観光業により区分
- …農漁業及び農水産品加工はi類型（260島）、観光業はii類型（112島）

##### ○島の規模による区分

- ・島嶼の規模を面積又は人口により2つの類型に区分
- …面積が5km<sup>2</sup>以上又は人口が300人以上大規模な島は㊦類型（73島）、面積が1km<sup>2</sup>未満又は人口が50人未満の小規模な島は㊧類型（189島）

#### (2) 島嶼の類型別発展戦略

基礎インフラ及び交通による4つの類型並びに雇用創出分野の2つのタイプの組合せにより、島嶼の類型を8つに区分し、島の規模と雇用創出分野による2つの島嶼類型を追加する。

表7 島嶼の類型区分

| 類型  | 説明                    | 島嶼数 | 発展戦略                                              |
|-----|-----------------------|-----|---------------------------------------------------|
| A-i | インフラが不足、本土から近く、農漁業が発達 | 119 | 農漁業及び住民生活の支援、インフラの拡充を優先し、農業業以外の観光業等の所得基盤の整備を推進する。 |

<sup>27</sup> 基礎インフラ絶対不足状態は、次の各条件のうち一つに該当する地域

①上水道未設置 30%・下水道未設置 30%以上

②4m 未満道路が全体の 50%以上

③島内に主な道路がない

④船着場・物揚場がない

<sup>28</sup> 生活の質向上段階は、上・下水道、道路等、基礎インフラは十分に構築されているが、福祉・文化・医療・教育・雇用の拡充がより必要な状態を意味する。

|      |                                 |     |                                                           |
|------|---------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------|
| A－ii | インフラが不足、本土から近く、観光業が発達           | 28  | 住民生活支援及び観光インフラの拡充を優先し、地域に特化した観光プログラムを開発する。                |
| B－i  | インフラが不足、本土から遠く、農漁業が発達           | 112 | 農漁業及び住民生活の支援、インフラの拡充を優先し、遠距離からの旅行客を誘致することができる特色ある島の開発をする。 |
| B－ii | インフラが不足、本土から遠く、観光業が発達           | 14  | 住民生活支援及び観光インフラの拡充を優先し、滞在型観光プログラムの差別化を図る。                  |
| C－i  | インフラが整い、本土から近く、農漁業が発達           | 23  | 文化・福祉・医療・教育等、生活の質の向上を追求し、農漁業以外の所得源の多様化を図る。                |
| C－ii | インフラが整い、本土から近く、観光業が発達           | 50  | 文化・福祉・医療・教育等、生活の質の向上を追求し、新しい概念の観光プログラムを開発する。              |
| D－i  | インフラが整い、本土から遠く、農漁業が発達           | 6   | 文化・福祉・医療・教育等、生活の質の向上を追求し、遠距離からの観光客誘致の戦略を策定する。             |
| D－ii | インフラが整い、本土から遠く、観光業が発達           | 20  | 文化・福祉・医療・教育等、生活の質の向上を追求し、ハイグレードな滞在型の観光客を誘致する。             |
| B－㊦  | インフラが整い、本土から近く、島の規模が大きく、観光業が発達  | 12  | 創意的で特色のある島の開発事業を構成し、人口の増加、観光団地の開発等を推進する。                  |
| B－㊧  | インフラが不足し、本土から遠く、島の規模が小さく、農漁業が発達 | 20  | 島嶼の無人化を防止するための施策を推進し、住民の居住のための基本的なインフラを集中整備する。            |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発 10 箇年計画（案）』

## 第2節 島嶼開発促進法についての議論

### 1 第4次計画策定

第4次計画の策定についての報道では、最も長期に及ぶ開発プロジェクト「島嶼開発」として、経済や社会の変化により島嶼開発の終わりが決まっていないことを考えると、韓国が存続する限り、永遠に続く課題であると言える、と伝えている。また、行政安全部は、

「島は疎外された立ち遅れたところ」という認識を「島＝ウェルビーイング」という認識に転換し、また、村落工房や村落企業等の小規模な共同体中心の所得を増大させる事業モデルを推進することにより、「帰村」や「帰農」に続き、「帰島」が新しいブームとなるように支援を惜しまない計画である。<sup>29</sup>

また、島嶼開発促進法をはじめとして、複数の省庁、法律が関係していることについての問題提起もある。韓国国会の立法調査処の研究報告書<sup>30</sup>によると、島嶼は、地域住民の生活空間であり、国民が余暇を楽しむ観光地であり、国家安保のレベルでも非常に重要な位置を占めているが、島嶼地域の形態ごとに管理主体が異なり、相互に協力する体制が整っていないため、総合的な管理計画を策定することが困難であるとのことである。

島嶼地域のうち、有人島についての開発・管理は、島嶼開発促進法により行政安全部が担当し、無人島についての管理は、無人島嶼の保全及び管理に関する法律により海洋水産部が担当している。また、環境の側面から、竹島（韓国名：独島）等島嶼地域の生態系保全に関する特別法により環境部が特定島嶼を管理する等、管理体系が分かれているため、省庁間の連携や統合政策を立てることが困難であると指摘している。国道の管理に限っての指摘ではあるが、有人島と無人島を包括した開発計画を策定すると同時に、開発対象島嶼の範囲拡大等の必要性が提起されている。

加えて、島嶼地域は人口減少と高齢化等により存立が脅かされており政府の至急の対策が求められているが、国土計画のうち、最上位の基本計画である国土総合計画では、島嶼の国土の一部としての活用や島嶼住民に対する配慮が不十分であると指摘している。総合計画の策定時に、省庁別に遂行する島嶼関連事業間の連携性を高めることができるよう政府間の協業体制が必要であり、人口が 10 人未満の島嶼は、原則的に開発対象島嶼から除外され、政府による支援の死角地帯になっていることの改善が必要であるとし、島嶼地域の支援範囲が拡大する場合、関係法律を「島嶼発展及び管理に関する法律」、「島嶼発展及び島嶼民の生活の質の向上に関する法律」等に改正し、それぞれの地域特性に合わせて、住民の所得の増大や福祉の増進を図ることができる事業を準備しなければならないとも付け加えている。

## 2 大規模架橋事業

もちろん、多額の事業費を要する事業には、否定的な意見もある。2006 年と古い記事<sup>31</sup>ではあるが、全羅南道新安（シナン）郡の飛禽（ピグム）島（当時の人口：約 3,900 人）と都草（トチョ）島（同約 3,200 人）の間に、政府が 10 年前に 244 億ウォンをかけて 2

<sup>29</sup> アジアトゥデイ、2016 年 8 月 30 日、「島、国家の成長動力として再跳躍」、<http://www.asiatoday.co.kr/view.php?key=20160829010014534>

<sup>30</sup> ハ・ヘヨン（立法調査官）、2016、「島嶼（島）地域の管理の現況と今後の課題」、『イシューと論点』、第 1218 号、<http://www.nars.go.kr/brdList.do?cmsCd=CM0018>

<sup>31</sup> 中央日報、2006 年 7 月 19 日、「数百億の橋をなぜ架けたのか」、<http://news.joins.com/article/2357652>

つの島の間の 812m を繋ぐ西南門（ソナムムン）大橋が架けられたが、2つの島の住民はほとんど交流がなく、農協、派出所等が別個にあり、近隣の都市である木浦（モクポ）と行き来する貨物船もそれぞれ運航されているということで、以下のとおり評されている。

○交通量がまばらな連陸・連島橋…バスも島の中だけグルグル

「隣の島に行くのにタクシー代 1 万 8 千ウォン」(※ソウル市内の初乗料金は 3 千ウォン)  
島の住民「保健所・学校もそれぞれ」

特産物であるハウレンソウは、飛禽島は「島の草」、都草島は「島ハウレンソウ」という商標で出荷する。バスは、飛禽島と都草島のそれぞれの中でのみ回るだけで、隣の島に越えていかない。橋を渡って隣の島に行くなら 8 千ウォン出してタクシーに乗らないといけない。

都草島に住む崔氏は、「観光客が二つの島を行き来するだけで、一般の住民はほとんど往来をしない」、「橋を利用する車両は、一時間当たり 10 台もいかない」と語った。

莫大な予算をかけて建設した連島橋（島と島を繋ぐ橋）と、連陸橋（島と陸地（本土）を連結する橋）が正しい役割を果たせないでいる。隣の島や本土との交通を便利にし、生活圏を広げるという当初の趣旨と異なり、橋が開通したあとも島同士ほとんど交流をせず、独自に生活圏を維持しているからだ。

新安郡の慈恩（チャウン）島～岩泰（アムテ）島～八禽（パルグム）島～安佐（アンジャ）島は、1985 年から 2004 年まで 3 つの橋が相次いで架けられ、慈恩島から安佐島まで自動車で 40 分あれば行くことができる。ここにかけられた政府予算は、882 億ウォンだ。しかし、バスに乗ると、慈恩島～岩泰島のみ通行できるだけだ。路線統合がなされておらず、残りの島ではバスが島の中だけでぐるぐる回る。安佐島の住民・金氏は、「慈恩島に行くときは、1 万 8 千ウォン出してタクシーに乗る」、「バスさえ行き来しないのに、たくさんのお金をつぎ込んで橋をなぜ架けたのか分からない」と愚痴をこぼした。

4 つの島の人口は、すべて合わせて 1 万人余りだが、面<sup>32</sup>事務所、保健支所など、公共施設は、島ごとに別々に運営されている。このように見ると、マンパワー・予算の浪費が少なくない。保健支所の場合、それぞれ医師 3～4 人と看護師・職員等 3～5 名が勤務し、総職員数は 31 人にもなる。

高興（コフン）郡の事情も似ている。浦頭（ポドゥ）面～内羅老（ネナロ）島（人口約 1,900 人）～外羅老島（ウェナロ）島（人口約 2,800 人）は、長さ 380m の連陸橋と、450m の連島橋が架けられてから 10 年を超える。内羅老島と外羅老島は、10 分あれば行くことができるが、中学校が別々にある。内羅老島の百洋（ペギャン）中学校と外羅老島の蓬萊（ポンネ）中学校の生徒数は、それぞれ 41 人と 57 人であり、教師が 10 人ずつ勤務している。ある教師は、「連陸、連島橋だけが立派に架けられたが、住民の統合は失敗し、未だに孤立した島だったときのように住んでいる」と指摘した。

全羅南道が 371 億ウォンをかけて長さ 325m の橋を架けた麗水（ヨス）市の白也（ペギ

<sup>32</sup> 基礎自治体である郡・市の下の行政区分。日本の村に相当するが、自治権はない。

ヤ) 島は、本土の安一(アンイル) 小学校まで車で約 10 分の距離だが、未だに分校(児童 6 人・教師 3 人)を運営中だ。白也島は、橋の開通前である 2005 年 3 月末、482 人だった住民が 6 月末現在、432 人に 10%減少した。白也島で勤務するある公務員は、「橋を架けるときだけ慌しくなるのではなく、これを契機に島をどのように発展させるか具体的な計画を作り実行する必要がある」と話した。

これについて、新安郡の関係者は、「橋梁が建設されれば、機関の合併と生活圏の統合が必要だが、住民がそれぞれ既得権を失なわれないようにする」と、全羅南道道路交通課のイ・ジョングク氏は、「数百年間、独立的に暮らしてきた島の人たちが、橋梁ができたからと、すぐ隣の島と混ざって暮らすのは難しい」、「時が経ち、隣の島や本土との連携がより深まれば、連陸橋や連島橋の効果が高まるだろう」と語った。

### 3 国会島嶼発展研究会

国会議員の間においても、離島振興に対する関心が高まっており、2016 年 7 月 27 日、李君賢(イ・グニョン) 国会議員(選挙区: 慶尚南道統営市・固城郡)を中心として、「国会島嶼発展研究会」という議員連盟が創設された。同研究会は、人口減少と高齢化の問題が日増しに深刻化している島嶼地域の住民の生活の質を向上させ、島嶼地域の特性に合った発展を実現するための、国会レベルでの研究及び立法活動を目的としている。創立総会後に行われた創立セミナーでは、木浦大学(全羅南道木浦市)の島嶼文化研究院長らによる島嶼の政策に関連したテーマ発表が行われた。<sup>33</sup>

2016 年 11 月 14 日には、「島嶼海上交通の改善に関する立法及び制度改善方策の模索」というテーマで政策懇談会を開催している。この場には、16 の島嶼地域の基礎自治体議会議員による「全国島嶼地域基礎議員協議会」所属の議員も参加し、島嶼海上交通の改善に関する立法の推進等について議論し、島嶼海上交通の福祉体系構築の方策に関する専門家の意見を聞いた。張政敏(チャン・ジョンミン) 協議会会長(仁川広域市甕津郡議会議員)は、「沿岸旅客船の公共交通化の立法化、島嶼住民の車両運賃の支援拡大等を国会で正式に請願する」、「島嶼地域の発展のための法改正に力を注ぐ」と述べている。<sup>34</sup>

直近では、2017 年 12 月 12 日に政策懇談会を開き、全南大学(光州広域市)地域開発研究所の博士による「島嶼地域燃料供給現況及び実態調査に関する研究」をテーマとした発表が行われている。<sup>35</sup>

---

<sup>33</sup> 慶南日報、2016 年 7 月 27 日、「李君賢議員、国会島嶼発展研究会創立総会」、<http://www.gnnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=274880> (2018 年 2 月 19 日アクセス)

<sup>34</sup> 仁川日報、2016 年 11 月 15 日、「国会島嶼発展研究会、「島嶼海上交通の改善に関する立法及び制度改善方策の模索」懇談会」、<http://www.incheonilbo.com/?mod=news&act=articleView&idxno=735923> (2018 年 2 月 19 日アクセス)

<sup>35</sup> 崔道子(チェ・ドジャ) 国会議員(比例代表。全羅南道麗水市出身)、2017 年 12 月 13 日、「国会島嶼発展研究会政策懇談会」、<http://www.choidoja.com/sketch/14113>

#### 4 島嶼開発促進法改正

島嶼開発促進法の改正についても、2016年10月に、一部国会議員から改正の提案がなされている。国会の安全行政委員会（現：行政安全委員会）の検討報告書<sup>36</sup>によると、本土と連結された海上のすべての島嶼も、島嶼開発の対象島嶼として含めることで、島嶼の均等な発展による島嶼民の生活条件を改善するために、法第2条第1項第2号及び同条第2項の削除を求めるものである。その理由として、尹英壹（ユン・ヨンイル）国会議員（選挙区：全羅南道海南郡・莞島郡・珍島郡）等11人は、島と本土を連結する連陸橋が多いにもかかわらず、島嶼地域の経済、文化、福祉、教育等、島嶼住民の基礎生活が、依然として困難さを増していることと、特に、連陸橋により連結された島嶼が、島嶼開発事業により支援されないことで、韓国の平均経済成長基準にまったく達しておらず、経済及び地域開発の格差がより拡大していることを挙げている。

これに対して、行政自治部（現：行政安全部）は、連陸島嶼（本土と連結された島嶼）についても、体系的な支援が必要であるという改正の趣旨には共感するが、管理対象島嶼の別途の指定等、既存の開発対象島嶼との差をつけた支援方法を検討する必要があるとの立場であり、企画財政部は、本土と連結された島嶼は、接近性及び生活環境が改善された地域であり、例外条項を廃止する場合、支援対象が数多く追加され、支援の負担が増大することから反対するという立場であるとし、否定的な見解を示しており、現時点で、このような内容の改正案は成立していない。

#### 第3節 韓国の離島振興政策の今後と日本の離島振興政策への示唆

韓国の離島振興は、2018年から始まる島嶼開発促進法による「第4次島嶼総合開発10箇年計画」を中心に今後進められることになっている。農水産業の基盤施設の整備や内陸及び島嶼間の移動性の確保等、従来型の公共事業中心のハード面での振興策ももちろん推進されていくが、島の多様な潜在資源の発掘及び資源価値の向上による観光地としての魅力を高めていくことなど、ソフト面での振興策のウェイトが大きくなるものと思われる。全羅南道や仁川広域市のように、自治体が独自に離島振興についての計画を策定し、財源が国からの補助に限らない事業を実施していくことが増えていくのではないだろうか。

韓国の指定島嶼は、全羅南道に過半数の6割近くの216島、慶尚南道に2割弱の63島が存在する一方、内陸部に位置し、そもそも島嶼がない広域自治体があるほか、指定島嶼があっても、慶尚北道には2島、京畿道には4島しかないなど、地理的に偏在している実態がある。日本においても、広域自治体の数の違いにより韓国ほどではないが、離島振興

---

（2018年2月19日アクセス）

<sup>36</sup>パク・スチョル（安全行政委員会首席専門委員）、2017、「島嶼開発促進法一部改正法律案検討報告書」

対策実地地域の島嶼が、長崎県に2割弱の51島をはじめとして、瀬戸内海沿岸や九州に偏在している。離島に住む人口は、日韓ともに全人口のわずか0.3%にも達しておらず、離島振興については国民的な課題としての認識が不足し、関心の対象になりにくい傾向がある。もちろん、公共事業の過大な投資は厳に慎むべきではあるが、国土の保全や国民の余暇活動の場としての国家的な役割を離島が果たしていることを鑑みた場合に、離島振興については、特別法が存在はするものの自治体の負担に負っているところが大きく、これを緩和することも国の課題とみなすことができるだろう。韓国における接境地域支援特別法や日本の有人国境離島法等、領土、領海等の保全を目的として、支援が手厚くなっている地域もあるが、国民的議論の活発化、国民の関心の向上により、離島地域全体の振興についての個別の自治体の負担の軽減が望まれる。

日本の離島振興法と韓国の島嶼開発促進法の大きな違いは、やはり、時限立法か否かという点である。離島振興法は、1953年の成立以来、10年間の時限立法としてすでに6回もの延長を重ね、現在、有効期間が2023年3月末までとなっている。一方、島嶼開発促進法は、1986年末の成立当初は1997年末までの時限立法であったものの、1995年の改正により有効期間に関する規定が削除されている。日韓ともに、離島を数多く有する海洋国家であるが、離島の振興を持続的に行うためにも、韓国のように、離島振興法を恒久法化することも検討される余地があるのではないだろうか。

○参考資料

表 8 離島振興対策実施地域一覧<sup>37</sup>

| 都道府県名 | 指定地域名 | 市町村名                               | 市町村数    | 島嶼数 | 比重(%) |
|-------|-------|------------------------------------|---------|-----|-------|
| 北海道   | 礼文島   | 礼文町                                | 6 町     | 6   | 2.3   |
|       | 利尻島   | 利尻町、利尻富士町                          |         |     |       |
|       | 天売・焼尻 | 羽幌町                                |         |     |       |
|       | 奥尻島   | 奥尻町                                |         |     |       |
|       | 小島    | 厚岸町                                |         |     |       |
| 宮城県   | 大島    | 気仙沼市                               | 3 市 1 町 | 9   | 3.5   |
|       | 牡鹿諸島  | 女川町、石巻市                            |         |     |       |
|       | 浦戸諸島  | 塩竈市                                |         |     |       |
| 山形県   | 飛島    | 酒田市                                | 1 市     | 1   | 0.4   |
| 東京都   | 伊豆諸島  | 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村 | 2 町 6 村 | 9   | 3.5   |
| 新潟県   | 粟島    | 粟島浦村                               | 1 市 1 村 | 2   | 0.8   |
|       | 佐渡島   | 佐渡市                                |         |     |       |
| 石川県   | 舳倉島   | 輪島市                                | 1 市     | 1   | 0.4   |
| 静岡県   | 初島    | 熱海市                                | 1 市     | 1   | 0.4   |
| 愛知県   | 愛知三島  | 西尾市、南知多町                           | 1 市 1 町 | 3   | 1.2   |
| 三重県   | 志摩諸島  | 鳥羽市、志摩市                            | 2 市     | 6   | 2.3   |
| 滋賀県   | 沖島    | 近江八幡市                              | 1 市     | 1   | 0.4   |
| 兵庫県   | 沼島    | 南あわじ市                              | 2 市     | 5   | 1.9   |
|       | 家島群島  | 姫路市                                |         |     |       |
| 島根県   | 隠岐島   | 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村                 | 3 町 1 村 | 4   | 1.6   |
| 岡山県   | 日生諸島  | 備前市                                | 6 市     | 14  | 5.4   |
|       | 犬島    | 岡山市                                |         |     |       |
|       | 石島    | 玉野市                                |         |     |       |
|       | 児島諸島  | 倉敷市                                |         |     |       |
|       | 笠岡諸島  | 笠岡市                                |         |     |       |
|       | 前島    | 瀬戸内市                               |         |     |       |
| 広島県   | 走島群島  | 福山市                                | 7 市 1 町 | 13  | 5.0   |

<sup>37</sup> 国土交通省「離島振興」、<http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/>（2018 年 1 月 17 日アクセス）

|     |        |                      |         |    |      |
|-----|--------|----------------------|---------|----|------|
|     | 備後群島   | 尾道市                  |         |    |      |
|     | 芸備群島   | 尾道市、三原市              |         |    |      |
|     | 上大崎群島  | 大崎上島町                |         |    |      |
|     | 下大崎群島  | 呉市                   |         |    |      |
|     | 安芸群島   | 呉市、大竹市、江田島市          |         |    |      |
|     | 似島     | 広島市                  |         |    |      |
| 山口県 | 柱島群島   | 岩国市                  | 7 市 4 町 | 21 | 8.1  |
|     | 周防大島諸島 | 周防大島町                |         |    |      |
|     | 平郡島    | 柳井市                  |         |    |      |
|     | 熊毛群島   | 田布施町、平生町、上関町         |         |    |      |
|     | 周南諸島   | 光市、周南市、防府市           |         |    |      |
|     | 響灘諸島   | 下関市                  |         |    |      |
|     | 萩諸島    | 萩市                   |         |    |      |
| 徳島県 | 伊島     | 阿南市                  | 1 市 1 町 | 2  | 0.8  |
|     | 出羽島    | 牟岐町                  |         |    |      |
| 香川県 | 直島諸島   | 直島町、高松市              | 5 市 4 町 | 24 | 9.3  |
|     | 大島     | 高松市                  |         |    |      |
|     | 塩飽諸島   | 坂出市、丸亀市、多度津町、三豊市     |         |    |      |
|     | 伊吹島    | 観音寺市                 |         |    |      |
|     | 小豆島    | 小豆島町、土庄町             |         |    |      |
| 愛媛県 | 魚島群島   | 上島町                  | 6 市 1 町 | 32 | 12.4 |
|     | 上島諸島   | 上島町                  |         |    |      |
|     | 越智諸島   | 今治市                  |         |    |      |
|     | 関前諸島   | 今治市                  |         |    |      |
|     | 来島群島   | 今治市                  |         |    |      |
|     | 新居大島   | 新居浜市                 |         |    |      |
|     | 忽那諸島   | 松山市                  |         |    |      |
|     | 青島     | 大洲市                  |         |    |      |
|     | 宇和海諸島  | 八幡浜市、宇和島市            |         |    |      |
| 高知県 | 沖の島    | 宿毛市                  | 1 市     | 2  | 0.8  |
| 福岡県 | 筑前諸島   | 北九州市、宗像市、新宮町、福岡市、糸島市 | 4 市 1 町 | 8  | 3.1  |
| 佐賀県 | 玄海諸島   | 唐津市                  | 1 市     | 7  | 2.7  |
| 長崎県 | 対馬島    | 対馬市                  | 8 市 2 町 | 51 | 19.8 |
|     | 壱岐島    | 壱岐市                  |         |    |      |
|     | 平戸諸島   | 松浦市、平戸市、佐世保市、        |         |    |      |

|      |       |                |                |       |     |
|------|-------|----------------|----------------|-------|-----|
|      |       | 小値賀町           |                |       |     |
|      | 五島列島  | 新上五島町、五島市      |                |       |     |
|      | 蠣ノ浦大島 | 西海市            |                |       |     |
|      | 松島    | 西海市、長崎市        |                |       |     |
|      | 高島    | 長崎市            |                |       |     |
| 熊本県  | 天草諸島  | 上天草市、天草市       | 2 市            | 6     | 2.3 |
| 大分県  | 姫島    | 姫島村            | 2 市 1 村        | 7     | 2.7 |
|      | 豊後諸島  | 津久見市、佐伯市       |                |       |     |
| 宮崎県  | 島野浦島  | 延岡市            | 3 市            | 3     | 1.2 |
|      | 南那珂群島 | 日南市、串間市        |                |       |     |
| 鹿児島県 | 長島    | 長島町            | 4 市 4 町<br>2 村 | 20    | 7.8 |
|      | 桂島    | 出水市            |                |       |     |
|      | 甑島    | 薩摩川内市          |                |       |     |
|      | 新島    | 鹿児島市           |                |       |     |
|      | 種子島   | 西之表市、中種子町、南種子町 |                |       |     |
|      | 屋久島   | 屋久島町           |                |       |     |
|      | 南西諸島  | 三島村、十島村        |                |       |     |
| 合計   | 78 地域 | 70 市 31 町 11 村 | 258            | 100.0 |     |

表 9 有人国境離島法別表（第 2 条関係）<sup>38</sup>

| 特定有人国境離島地域の名称 | 特定有人国境離島地域を構成する離島 | 都道府県 | 市町村       |
|---------------|-------------------|------|-----------|
| 利尻・礼文         | 礼文島               | 北海道  | 礼文町       |
|               | 利尻島               |      | 利尻町 利尻富士町 |
| 奥尻島           | 奥尻島               |      | 奥尻町       |
| 伊豆諸島南部地域      | 三宅島               | 東京都  | 三宅村       |
|               | 御蔵島               |      | 御蔵島村      |
|               | 八丈島               |      | 八丈町       |
|               | 青ヶ島               |      | 青ヶ島村      |
| 佐渡            | 佐渡島               | 新潟県  | 佐渡市       |
| 舩倉島           | 舩倉島               | 石川県  | 輪島市       |
| 隠岐諸島          | 島後                | 島根県  | 隠岐の島町     |

<sup>38</sup> 内閣府、「国境離島 WEB ページ」、「予算・法令等」ページ、  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/pdf/170407\\_kihonhoushin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/pdf/170407_kihonhoushin.pdf)  
(2018 年 1 月 17 日アクセス)

|       |                                                   |      |                |
|-------|---------------------------------------------------|------|----------------|
|       | 中ノ島                                               |      | 海士町            |
|       | 西ノ島                                               |      | 西ノ島町           |
|       | 知夫里島                                              |      | 知夫村            |
| 見島    | 見島                                                | 山口県  | 萩市             |
| 対馬    | 対馬 海栗島 泊島<br>赤島 沖ノ島 島山島                           | 長崎県  | 対馬市            |
| 壱岐島   | 壱岐島 若宮島 原島<br>長島 大島                               |      | 壱岐市            |
| 五島列島  | 宇久島 寺島                                            |      | 佐世保市           |
|       | 六島 野崎島 納島<br>小値賀島 黒島 大島<br>斑島                     |      | 小値賀町           |
|       | 中通島 頭ヶ島 桐ノ<br>小島 若松島 日島<br>有福島 漁生浦島               |      | 新上五島町          |
|       | 奈留島 前島 久賀島<br>蔵小島 枕島 福江島<br>赤島 黄島 黒島 島<br>山島 嵯峨ノ島 |      | 五島市            |
|       | 江島 平島                                             |      | 西海市            |
| 甬島列島  | 上甬島 中甬島 下甬島                                       | 鹿児島県 | 薩摩川内市          |
| 種子島   | 種子島                                               |      | 西之表市 中種子町 南種子町 |
|       | 馬毛島                                               |      | 西之表市           |
| 屋久島   | 屋久島 口永良部島                                         |      | 屋久島町           |
| 三島    | 竹島 硫黄島 黒島                                         |      | 三島村            |
| 吐噶喇列島 | 口之島 中之島 諏訪<br>之瀬島 平島 悪石島<br>小宝島 宝島                |      | 十島村            |

表 10 韓国における島嶼関連法の現況

| 分類  | 法律名                       | 担当省庁  |
|-----|---------------------------|-------|
| 一般法 | 島嶼開発促進法                   | 行政安全部 |
|     | 無人島嶼の保全及び管理に関する法律（無人島嶼法）  | 海洋水産部 |
| 個別法 | 西海（黄海）五島支援特別法             | 行政安全部 |
|     | 竹島（韓国名：独島）等島嶼地域の生態系保全に関する | 環境部   |

|          |                     |       |
|----------|---------------------|-------|
|          | る特別法（島嶼生態系法）        |       |
| その他島嶼関連法 | 海運法                 | 海洋水産部 |
|          | 水産業・漁村発展基本法（水産業基本法） | 海洋水産部 |
|          | 自然公園法               | 環境部   |
|          | 島嶼・僻地教育振興法（島嶼僻地教育法） | 教育部   |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発10箇年計画（案）』

表 11 韓国における島嶼関連計画

| 計画名                | 計画期間      | 担当省庁                          |
|--------------------|-----------|-------------------------------|
| 第4次島嶼総合開発10箇年計画    | 2018～2027 | 行政安全部                         |
| 無人島嶼総合管理計画         | 2010～2019 | 海洋水産部                         |
| 離島地域実態調査及び離島支援基本計画 | 2011～2020 | 海洋水産部                         |
| 第4次国土総合計画修正計画      | 2006～2020 | 国土交通部                         |
| 西海岸（黄海沿岸）圏発展総合計画   | 2010～2020 | 国土交通部                         |
| 第4次海洋環境総合計画        | 2011～2020 | 国土交通部、海洋水産部、環境部、農林水産食品部、海洋警察庁 |
| 第2次沿岸統合管理計画        | 2011～2021 | 海洋水産部                         |
| 第2次海洋水産発展基本計画      | 2011～2020 | 海洋水産部                         |
| 第2次海洋観光振興基本計画      | 2014～2023 | 海洋水産部                         |
| 第2次漁港漁村発展基本計画修正計画  | 2014～2018 | 海洋水産部                         |
| 第1次沿岸旅客船現代化計画      | 2016～2020 | 海洋水産部                         |
| 第2次特定島嶼保全基本計画      | 2015～2024 | 環境部                           |
| 第3次観光開発基本計画        | 2012～2021 | 文化体育観光部                       |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発10箇年計画（案）』

表 12 第4次島嶼総合開発10箇年計画の開発対象島嶼指定現況

| 市・道（広域自治体）名 | 市・郡・区（基礎自治体）名           | 市・郡・区数 | 島嶼数 | 比重（%） |
|-------------|-------------------------|--------|-----|-------|
| 仁川広域市       | 中区、西区、江華郡、甕津郡           | 4      | 32  | 8.6   |
| 京畿道         | 安山市、華城市                 | 2      | 4   | 1.1   |
| 忠清南道        | 保寧市、瑞山市、舒川郡、洪城郡、泰安郡、唐津市 | 6      | 24  | 6.5   |
| 全羅北道        | 群山市、高敞郡、扶安郡             | 3      | 23  | 6.2   |
| 全羅南道        | 木浦市、麗水市、高興郡、宝城郡、康津郡、    | 11     | 216 | 58.1  |

|         |                             |    |     |       |
|---------|-----------------------------|----|-----|-------|
|         | 海南郡、務安郡、靈光郡、莞島郡、珍島郡、新安郡     |    |     |       |
| 慶尚北道    | 鬱陵郡                         | 1  | 2   | 0.5   |
| 慶尚南道    | 昌原市、統営市、泗川市、巨濟市、固城郡、南海郡、河東郡 | 7  | 63  | 16.9  |
| 濟州特別自治道 | 濟州市、西歸浦市                    | 2  | 8   | 2.2   |
| 合計      |                             | 36 | 372 | 100.0 |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発10箇年計画（案）』

表13 開発対象島嶼の面積（2016年6月）

単位：km<sup>2</sup>（面積）、%（比率）

| 区分      | 合計      |       | 特殊状況地域 |       | 成長促進地域  |       |
|---------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|
|         | 面積      | 比率    | 面積     | 比率    | 面積      | 比率    |
| 合計      | 1,576.3 | 100.0 | 550.1  | 100.0 | 1,026.1 | 100.0 |
| 仁川広域市   | 260.6   | 16.5  | 260.6  | 47.4  | -       | -     |
| 京畿道     | 3.4     | 0.2   | 3.4    | 0.6   | -       | -     |
| 忠清南道    | 35.7    | 2.3   | 32.1   | 5.8   | 3.6     | 0.4   |
| 全羅北道    | 36.8    | 2.3   | 22.4   | 4.1   | 14.4    | 1.4   |
| 全羅南道    | 1,049.2 | 66.6  | 116.2  | 21.1  | 932.9   | 90.9  |
| 慶尚北道    | 72.7    | 4.6   | -      | -     | 72.7    | 7.1   |
| 慶尚南道    | 103.7   | 6.6   | 101.2  | 18.4  | 2.5     | 0.2   |
| 濟州特別自治道 | 14.0    | 0.9   | 14.0   | 2.6   | -       | -     |

※行政安全部管轄の特殊状況地域の開発対象島嶼の面積は、550.1 km<sup>2</sup>で開発対象島嶼全体の34.9%を占め、国土交通部管轄の成長促進地域の開発対象島嶼の面積は、1,026.1 km<sup>2</sup>で全体の65.1%を占めている。

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発10箇年計画（案）』

表14 面積規模別の開発対象島嶼の現況（2016年6月）

| 面積規模                    | 島嶼数 | 構成比（%） |
|-------------------------|-----|--------|
| 合計                      | 372 | 100.0  |
| 0.1 km <sup>2</sup> 未満  | 28  | 7.5    |
| 0.1～0.5 km <sup>2</sup> | 115 | 30.9   |
| 0.5～1 km <sup>2</sup>   | 59  | 15.9   |
| 1～5 km <sup>2</sup>     | 106 | 28.5   |
| 5～10 km <sup>2</sup>    | 25  | 6.7    |

|                       |    |      |
|-----------------------|----|------|
| 10 km <sup>2</sup> 以上 | 39 | 10.5 |
|-----------------------|----|------|

※開発対象島嶼の面積の平均は、4.24 km<sup>2</sup>となっている。

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発 10 箇年計画（案）』

表 15 開発対象島嶼の本土からの平均距離

単位：km

| 区分      | 本土からの平均距離 |        |        |
|---------|-----------|--------|--------|
|         | 全体        | 特殊状況地域 | 成長促進地域 |
| 全国      | 19.6      | 20.2   | 19.0   |
| 仁川広域市   | 59.1      | 59.1   | -      |
| 京畿道     | 11.3      | 11.3   | -      |
| 忠清南道    | 9.4       | 9.8    | 6.6    |
| 全羅北道    | 11.8      | 8.4    | 19.6   |
| 全羅南道    | 16.8      | 14.5   | 17.4   |
| 慶尚北道    | 221.0     | -      | 221.0  |
| 慶尚南道    | 8.8       | 9.5    | 1.8    |
| 済州特別自治道 | 29.6      | 29.6   | -      |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発 10 箇年計画（案）』

表 16 開発対象島嶼の人口及び世帯数（2016 年 6 月）

| 区分      | 人口      |       | 世帯数     |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 人口（人）   | 比率（％） | 世帯数（世帯） | 比率（％） |
| 合計      | 138,792 | 100.0 | 72,141  | 100.0 |
| 仁川広域市   | 21,965  | 15.8  | 11,891  | 16.5  |
| 京畿道     | 846     | 0.6   | 487     | 0.7   |
| 忠清南道    | 4,172   | 3.0   | 2,110   | 2.9   |
| 全羅北道    | 5,380   | 3.9   | 2,732   | 3.8   |
| 全羅南道    | 81,847  | 59.0  | 41,707  | 57.8  |
| 慶尚北道    | 10,256  | 7.4   | 5,431   | 7.5   |
| 慶尚南道    | 10,092  | 7.3   | 5,498   | 7.6   |
| 済州特別自治道 | 4,234   | 3.1   | 2,285   | 3.2   |

出典：行政安全部、2016、『第4次島嶼総合開発 10 箇年計画（案）』

○参考地図 ©NAVER Corp.

※縮尺は地図ごとに異なるので、あくまで市・郡・区の位置の参考



地図1 全羅南道



地図2 慶尚北道



地図3 仁川広域市



地図4 忠清南道

## ○関係法令

※条項数の表現は、韓国的方式による。例：第一条→第1条、2→②、三→3.

### 島嶼開発促進法

法律第 14839 号 2017 年 7 月 26 日最終改正

#### (目的)

第1条 この法律は、島嶼の生産、所得及び生活基盤施設の整備、拡充により生活環境を改善することにより、島嶼地域住民の所得増大と福祉向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「島嶼」とは、満潮時に海で囲まれた地域をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する地域を除く。

1. 済州特別自治道本島
2. 防波堤又は橋梁等により陸地と連結されたときから大統領令で定める期間が経過した島嶼

② 第1項第2号に該当する島嶼のうち、第4条の規定により指定された開発対象島嶼として、第6条の規定により策定された開発事業が完了していない島嶼は例外とする。

#### (他の計画との関係)

第3条 この法律による開発計画は、他の法令による開発計画に優先する。ただし、軍事、「国土基本法」、「国土の計画及び利用に関する法律」については、この限りでない。

② この法律による開発計画は、他の法令による開発計画と連携して策定しなければならない。

#### (開発対象島嶼の指定)

第4条 この法律の目的を達成するために開発が必要であると認められる島嶼を開発対象島嶼（以下「指定島嶼」という。）として指定する。

② 指定島嶼は、行政安全部長官が特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事（以下「市、道知事」という。）の申請により、第14条の規定による島嶼開発審議委員会（以下「島嶼開発審議委員会」という。）の審議を経て指定する。これを変更する場合も同様とする。

#### (指定島嶼の告示)

第5条 行政安全部長官は、第4条の規定により島嶼を指定したときは、次の各号の事項を告示しなければならない。

1. 開発目標
2. 開発島嶼及び開発事業の範囲
3. 開発事業の概要
4. 開発事業の施行期間

#### (事業計画の策定)

第6条 指定島嶼を管轄する市、道知事は、大統領令で定めるところにより、事業計画を作成し、行政安全部長官に提出しなければならない。

② 行政安全部長官は、島嶼開発審議委員会の審議を経て、第1項の規定による事業計画の作成のために必要な指針と基準を定めることができる。

③ 第1項の規定による事業計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 住民所得の増大や生活水準の向上のために必要な住居環境及び施設の改善に関する事項
2. 産業振興や資源開発のために必要な基盤施設の設置に関する事項
3. 島嶼地域の交通、通信の便益増進のために必要な運送及び運送手段や通信施設の改善、拡充に関する事項
4. 風水害や災害等を防止するために必要な防波堤、防潮堤施設や山林緑化等、国土保全に関する事項
5. 住民の福祉増進のために必要な教育、厚生、医療、文化及び電気設備の設置、改善に関する事項
6. 島嶼地域の環境保全に関する事項
7. 生活必需品の円滑な流通、供給のための支援、補助等に関する事項
8. 国家安全保障のために必要な施設に関する事項
9. その他島嶼開発のために必要な事項  
(事業計画の確定)

第7条 第6条の規定による事業計画は、行政安全部長官が島嶼開発審議委員会の審議を経た上で国務総理に報告して確定する。確定された事業計画を変更する場合も、同様とする。

② 第1項の規定により確定された事業計画の中で、大統領令で定める軽微な事項は、市、道知事が変更することができる。

(年度別事業計画の確定)

第8条 関係市、道知事は、第7条第1項の規定により確定された事業計画に基づき、毎年、翌年の事業計画（以下「年度別事業計画」という。）を作成し、行政安全部長官に提出しなければならない。

② 行政安全部長官は、年度別事業計画を島嶼開発審議委員会の審議を経た上で確定する。  
(事業の施行者)

第9条 指定島嶼の事業施行者は、国、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関又は大統領令で定めるところにより市、道知事が指定する者とする。

② 第1項の事業施行者は、開発事業を効率的に推進するために必要な場合は、国、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関又はその他大統領令で定める者に開発事業を委託することができる。

(事業費の助成)

第10条 国及び地方自治団体は、事業計画を推進するために必要な資金を事業施行者に

補助、融資又は斡旋し、その他必要な措置を講じなければならない。

② 第1項の規定による国の補助率は、大統領令で定める。

(予算への計上)

第11条 関係する中央行政機関の長又は地方自治団体の長は、事業計画を効果的に推進するために必要な事業費を予算に計上しなければならない。

(他の関係規定等に関する措置)

第12条 関係する中央行政機関の長又は地方自治団体の長は、島嶼地域の土地又は水面を事業計画で定める用途に提供するために、事業施行者が関係する法律に基づき許可又は処分等を申請した場合には、特別な理由がなければ、その指定島嶼の開発に必要な措置を講じなければならない。

(税制支援)

第13条 政府は、事業計画を効果的に推進するため、必要な税制支援をすることができる。

(島嶼開発審議委員会の設置)

第14条 次の各号の事項を審議するため、行政安全部に島嶼開発審議委員会を置く。

1. 第4条の規定による島嶼の指定
  2. 第6条第2項の規定による事業計画の作成のための指針と基準
  3. 第6条の規定による事業計画及び第8条の規定による年度別事業計画
  4. その他委員長が必要と認める事項
- ② 島嶼開発審議委員会は、委員長及び副委員長各1名を含む20名以内の委員で構成する。
- ③ 委員長は、行政安全部長官とし、副委員長は委員の中から互選する。
- ④ 委員は、関係する中央行政機関の次官、庁長及び高位公務員団に属する一般職公務員の中から大統領令で定める者とする。
- ⑤ 委員長は、必要と認めるときは、関係する中央行政機関及び地方自治団体に対し、意見陳述と資料提出を要求することができる。
- ⑥ 第1項から第5項までに規定した事項のほか島嶼開発審議委員会の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第15条 削除

## 島嶼開発促進法施行令

大統領令第28211号 2017年7月26日最終改正

(目的)

第1条 この令は、「島嶼開発促進法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

(陸地と連結された期間)

第2条 「島嶼開発促進法」(以下「法」という。)第2条第1項第2号の「大統領令で定める期間」は、10年とする。

(指定島嶼の指定基準等)

第3条 法第4条の規定により指定島嶼に指定することができる島嶼は、10人以上の人口が常時居住する島嶼でなければならない。ただし、10人未満の人口が常時居住する島嶼であっても、島嶼の特性を勘案し開発が必要であると認められる場合には、その島嶼を指定島嶼に指定することができる。

② 法第4条の規定による指定島嶼の指定期間は10年とし、必要なときはこれを変更することができる。この場合、第4条の規定は指定期間の変更について準用する。

(指定島嶼の指定申請)

第4条 法第4条第2項の規定により特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事(以下「市、道知事」という。)が指定島嶼の指定を申請しようとするときは、その申請書に法第5条の規定により告示する事項と開発事業の概略図及び位置図(縮尺5万分の1の地形図)を添付し、行政安全部長官に提出しなければならない。

② 市、道知事が指定島嶼の指定変更を申請しようとするときは、その変更理由書と第1項に規定する書類を添付しなければならない。

③ 第1項及び第2項の規定により市、道知事が指定島嶼の指定又は指定の変更を申請するときは、あらかじめ関係する市長、郡守又は自治区の区長(以下「市長、郡守」という。)の意見を聴かなければならない。

(指定島嶼の告示)

第5条 行政安全部長官は、指定島嶼の指定日から15日以内に、法第5条各号の事項を官報に告示し、これを関係する中央行政機関の長に通知しなければならない。

(事業計画の作成)

第6条 市、道知事が法第6条第1項の規定により事業計画を作成する場合には、法第6条第2項の規定により行政安全部長官が定めた指針及び基準に従わなければならない。その事業計画には、法第6条第3項各号の事項及び次の各号の事項を含めなければならない。

1. 開発の目的
2. 開発の方向
3. 開発事業の概要
4. 開発事業が環境に与える影響及び対策
5. 事業別の投資計画
  - ア. 財源別事業費調達計画
  - イ. 年次別投資計画
6. 事業施行期間

(協議)

第7条 行政安全部長官は、法第7条の規定により事業計画を確定しようとするときは、

法第 14 条の規定による島嶼開発審議委員会（以下「島嶼開発審議委員会」という。）の審議を経る前に、関係する中央行政機関の長と協議しなければならない。

② 第 1 項の規定により協議の要請を受けた中央行政機関の長は、特別な事情がある場合を除いて、その要請を受けた日から 30 日以内に行政安全部長官に意見書を送付しなければならない。

③ 第 2 項の規定により意見書の送付を受けた行政安全部長官は、当該中央行政機関の長の意見を事業計画に反映しなければならない。

（事業計画の通知）

第 8 条 行政安全部長官は、法第 7 条の規定により事業計画を確定したときは、これを 15 日以内に関係する中央行政機関の長と関係する市、道知事にそれぞれ通知しなければならない。

（軽微な事項の変更）

第 9 条 法第 7 条ただし書の規定による軽微な事項の変更は、次の各号のとおりである。

1. 指定島嶼内での事業場の位置変更
2. 物価上昇等による事業費の変更

② 削除

（年度別事業計画の確定）

第 10 条 関係する市、道知事は、法第 8 条第 1 項の規定により、毎年、次年度の事業計画（以下「年度別事業計画」という。）を作成、次の各号の事項に関する書類を添付し、1 月末日までに行政安全部長官に提出しなければならない。

1. 事業の優先順位
2. 事業別財源調達計画
3. 事業費明細
4. 事業施行期間
5. 事業効果
6. 指定島嶼を管轄する地方自治団体の財政の現状

② 第 7 条及び第 8 条の規定は、第 1 項の規定による年度別事業計画について、これを準用する。

（事業施行者の指定等）

第 11 条 市、道知事は、法第 9 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者を指定島嶼の事業施行者（以下「事業施行者」という。）として指定することができる。

1. 開発事業に必要な対象土地面積の 2 分の 1 以上の土地を所有した者
2. 開発事業に必要な対象土地面積の 2 分の 1 以上に該当する土地所有者の同意を得た者
3. 政府が資本金又は出資金の 4 分の 1 以上を出資した法人
4. 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条の規定による公共機関が資本金又は出資金の 2 分の 1 以上を出資した法人
5. 「農業協同組合法」の規定による組合、「森林組合法」の規定による地域森林組合、「水産業協同組合法」の規定による地区別水産業協同組合又は漁村契

6.「セマウル運動組織育成法」の規定によるセマウル運動組織又は地方自治団体の条例により郷土開発促進のために設置された邑、面、洞開発委員会

② 第1項の規定による事業施行者として指定を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した申請書を市、道知事に提出しなければならない。

1. 氏名及び住所（法人の場合は、法人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）
2. 開発事業（事業計画上の単位開発事業をいう。以下この項において同じ。）の名称と事業施行地の位置及び面積
3. 開発事業の概要
4. 開発事業の施行予定期間
5. 開発事業の資金調達計画
6. 開発事業の施行方法

③ 第2項の規定による申請書には、第1項各号の該当事項を証明することができる書類を添付しなければならない。

④ 市、道知事は、第2項の規定による申請書を受け取ったときは、これを審査し、遅滞なくその結果を申請者に通知しなければならない。

（開発事業の委託施行）

第12条 事業施行者に指定された者が法第9条第2項の規定により開発事業を委託して実施しようとするときは、その受託者と次の各号の事項を協議しなければならない。

1. 委託実施する開発事業（以下「委託事業」という。）の施行地
2. 委託事業の種類及び規模
3. 委託事業費の調達及び管理方法
4. 委託事業の施行期間
5. 委託事業の実施方法
6. 委託事業の施行による危険負担に関する事項
7. その他開発事業の委託に関して必要な事項

（国の補助率）

第13条 法第10条の規定により地方自治団体が施行する事業の国の補助率は、「補助金管理に関する法律」第9条、第10条及び同法施行令第4条、第5条の規定による基準補助率と等差補助率を適用する。

（予算の要求）

第14条 関係する中央行政機関の長は、法第8条の規定による年度別事業計画の内容のうち、その所管事業についての予算を企画財政部長官に要求しなければならない。ただし、関係する中央行政機関の長の所管でない事業として、地方自治団体の長が施行する事業に対して国が補助しなければならない予算は、行政安全部長官が要求しなければならない。

② 関係する市、道知事は、法第8条の規定による年度別事業計画のうち、当該地方自治団体が施行する事業についての予算を確保しなければならない。

（島嶼開発審議委員会の構成及び運営）

第 15 条 島嶼開発審議委員会は、企画財政部次官、教育部次官、国防部次官、行政安全部次官、農林畜産食品部次官、保健福祉部次官、環境省次官、国土交通部次官、海洋水産部次官、山林庁長又は所属高位公務員団に属する公務員のうち該当機関の長が指定する者で構成する。

② 委員長は、島嶼開発審議委員会の事務を総括し、島嶼開発審議委員会を代表する。

③ 島嶼開発審議委員会に付議する事項は、会議の開催 10 日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

④ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

⑤ 会議は、委員長を含む在籍委員の過半数の出席で開会し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

(島嶼開発実務委員会)

第 16 条 島嶼開発審議委員会の審議事項を効率的に審議するために、島嶼開発審議委員会に島嶼開発実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。

② 実務委員会は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。

③ 委員長は、行政安全部の均衡発展支援業務を管掌する局長とし、副委員長は委員の中から互選する。

④ 委員は、次の各号の者とする。

1. 企画財政部、教育部、国防部、行政安全部、農林畜産食品部、保健福祉部、環境部、国土交通部、海洋水産部及び山林庁の長が、所属する 3 級又は 4 級公務員（担当官又は課長の補職がある公務員をいう。）のうち、それぞれ指定する者

2. 島嶼を管轄する地方自治団体に所属する公務員のうち、島嶼開発審議委員会の委員長が任命する者

⑤ 第 15 条第 2 項から第 5 項の規定は、実務委員会にこれを準用する。

(幹事及び書記)

第 17 条 島嶼開発審議委員会と実務委員会に、それぞれ幹事及び書記各 1 名を置く。

② 幹事及び書記は、行政安全部に所属する公務員の中から、島嶼開発審議委員会の委員長が任命する。

第 18 条 削除

第 19 条 削除

(規制の再検討)

第 20 条 行政安全部長官は、第 11 条第 1 項の規定による指定島嶼の事業施行者の指定要件について、2014 年 1 月 1 日を基準に、3 年ごとに（3 年が経過する年ごとの 1 月 1 日の前までをいう）、その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

## 補助金管理に関する法律（抄）

法律第 14839 号 2017 年 7 月 26 日最終改正

(補助金の対象事業及び基準補助率等)

第9条 補助金が支給される対象事業、経費の種目、国庫補助率及び金額は、毎年予算により定める。ただし、地方自治団体に対する補助金の場合、次の各号に該当する事項は、大統領令により定める。

1. 補助金が支給される対象事業の範囲
  2. 補助金の予算計上申請及び予算編成時補助事業別に適用する基準となる国庫補助率(以下「基本補助率」という。)
- ② 国は、地方自治団体が遂行する国庫補助事業の基準補助率を変更して補助金予算を編成する場合には、事前に地方自治団体に通知しなければならない。

(差等補助率の適用)

第10条 企画財政部長官は、毎年、地方自治団体に対する補助金予算を編成するときに必要であると認められる補助事業に対しては、当該地方自治団体の財政事情を考慮し、基準補助率から一定の比率を加えたり除いたりする差等補助率を適用することができる。この場合、基準補助率から一定の比率を除く差等補助率は、「地方交付税法」による普通交付税の交付を受けない地方自治団体に対してのみ適用することができる。

- ② 差等補助率の適用基準は、その適用対象となる地方自治団体の財政自主度、分野別財政支出指数、その他大統領令で定める事項とし、各適用基準の具体的な算式は大統領令により定める。
- ③ 企画財政部長官は、第2項の差等補助率の適用による国庫補助金の追加的な所用予算と関連する事項を国会に報告しなければならない。

## 補助金管理に関する法律施行令(抄)

大統領令第28011号 2017年5月8日最終改正

(補助金支給対象事業の範囲と基準補助率)

第4条 法第9条第1項第1号による補助金が支給される地方自治団体の事業の範囲及び同項第2号による基準補助率(以下「基準補助率」という。)は、別表1のとおり。ただし、別表2で定める地方自治団体の事業は、補助金支給対象から除外する。

- ② 基準補助率は、当該会計年度の国庫補助金、地方費負担額、国の財政融資金により調達される金額、受益者が負担する金額及びその他企画財政部長官が定める金額をすべて合わせた金額から、国庫補助金が占める比率とする。

(差等補助率の適用基準等)

第5条 法第10条による基準補助率に一定の比率を加える差等補助率(以下「引上補助率」という。)は、基準補助率に20パーセント、15パーセント、10パーセントをそれぞれ加えて適用し、基準補助率から一定比率を除く差等補助率は、基準補助率から20パ

ーセント、15 パーセント、10 パーセントをそれぞれ除いて適用するものとし、その適用基準と各適用基準の具体的な計算式は、別表 3 のとおり。

② 引上補助率は、財政事情が特に厳しい地方自治団体に対してのみ適用する。

③ 企画財政部長官は、引上補助率の適用を要求した地方自治団体に対して補助金を交付する場合には、当該地方自治団体の財政運用について必要な勧告をすることができる。

[別表 1]

補助金支給対象事業の範囲と基準補助率（第 4 条第 1 項本文関連）

| 事業                                               | 基準補助率<br>(%)                    | 備考                                                    |
|--------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 6. 農漁業基盤整備                                       | 80                              |                                                       |
| 7. 排水改善                                          | 100                             |                                                       |
| 8. 防潮堤改・補修                                       |                                 |                                                       |
| ア. 国家管理                                          | 100                             |                                                       |
| イ. 地方管理                                          | 50                              |                                                       |
| 省略                                               |                                 | 省略                                                    |
| 12. 農漁村資源複合産業化支援                                 | 50                              | 農工団地造成支援産業は定額補助                                       |
| 13. 沿近海漁船減隻                                      | 沿岸：80<br>近海：100                 |                                                       |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 36. 国家支援地方道建設                                    | 定額                              | 工事費のみ該当（用地補償費除外）                                      |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 39. 港湾背後道路建設                                     | 定額                              |                                                       |
| 40. 海洋及び水資源管理                                    | 50                              | 沿岸保全事業は補助率 70%                                        |
| 41. 公共交通支援                                       | 90                              | 貨物車公用車庫地建設支援事業は 70%                                   |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 45. 海洋保護区域管理                                     | 70                              |                                                       |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 65. 観光資源開発                                       | 50                              |                                                       |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 71. 地域文化産業育成支援                                   | 50                              |                                                       |
| 72. 文化遺産観光資源化                                    | 50                              |                                                       |
| 省略                                               | 省略                              | 省略                                                    |
| 122. その他国と地方自治団体<br>相互間に利害関係があり、補<br>助金の交付が必要な事業 | 事業遂行の根拠<br>法令・性格によ<br>り定率（100%, | 企画財政部長官が策定した予算案<br>編成指針に対象事業の名称と基準<br>補助率を明らかに示すか、毎年予 |

|  |                                                |          |
|--|------------------------------------------------|----------|
|  | 80%, 70%, 50%,<br>40%, 30%,<br>20%) 又は定額<br>補助 | 算により定める。 |
|--|------------------------------------------------|----------|

[別表 2] 省略

[別表 3] 省略

## ○参考文献・ホームページ等

- ・ 仁川広域市、2016、「市政の足跡 2016 市政白書」、  
<http://www.incheon.go.kr/board/1788/1956989?category=> (2018 年 1 月 31 日アクセス)
  - ・ 仁川広域市、2016、「島嶼総合開発事業推進現況」、  
<http://www.incheon.go.kr/board/2846/1941155?category=> (2018 年 1 月 31 日アクセス)
  - ・ 仁川広域市海洋島嶼政策課、2016、「仁川の価値再創造のための仁川島嶼発展基本計画」、<http://www.incheon.go.kr/posts/1289/8729?rnum=1&curPage=1> (2018 年 1 月 31 日アクセス)
  - ・ 行政安全部、2016、『第 4 次島嶼総合開発 10 箇年計画 (案)』
  - ・ 慶尚南道、2013、「2013 年慶尚南道財政公示」、  
[http://www.gyeongnam.go.kr/index.gyeong?menuCd=DOM\\_000000103003007010](http://www.gyeongnam.go.kr/index.gyeong?menuCd=DOM_000000103003007010)  
(2018 年 1 月 30 日アクセス)
  - ・ 慶尚南道、2017、「2016 慶尚南道道政白書」、  
[https://www.gyeongnam.go.kr/data/sub03/100seo/2017\\_web.pdf](https://www.gyeongnam.go.kr/data/sub03/100seo/2017_web.pdf) (2018 年 1 月 30 日アクセス)
  - ・ 全羅南道、2016、「2015 全南道政白書」、  
<http://www.jeonnam.go.kr/contentsView.do?menuId=jeonnam0303040700> (2018 年 1 月 26 日アクセス)
  - ・ 全羅南道、2016、「島嶼総合開発事業」  
<http://www.jeonnam.go.kr/boardDown.do?boardId=J030101&seq=959&fileLinkTp=F&fileLinkSeq=2> (2017 年 6 月 20 日アクセス)
  - ・ 全羅南道海洋港湾課、2015、「行きたくなる島づくり 10 箇年計画」、  
<http://www.jeonnam.go.kr/contentsView.do?menuId=jeonnam0607010000> (2018 年 1 月 31 日アクセス)
  - ・ 忠清南道、2017、「2017 道政白書」、  
[http://www.chungnam.go.kr/cnnet/content.do?mnu\\_cd=CNNMENU00992](http://www.chungnam.go.kr/cnnet/content.do?mnu_cd=CNNMENU00992) (2018 年 1 月 31 日アクセス)
  - ・ 法制処、「国家法令情報センター」、<http://www.law.go.kr/main.html> (2018 年 1 月 26 日アクセス)
- 島嶼開発促進法 (法律第 14839 号 2017 年 7 月 26 日最終改正)
- 島嶼開発促進法施行令 (大統領令第 28211 号 2017 年 7 月 26 日最終改正)
- 接境地域支援特別法 (法律第 12248 号 2014 年 1 月 14 日最終改正)
- 接境地域支援特別法施行令 (大統領令第 28211 号 2017 年 7 月 26 日最終改正)
- 西海五島支援法 (法律第 14839 号 2017 年 7 月 26 日最終改正)
- 西海五島支援法施行令 (大統領令第 28211 号 2017 年 7 月 26 日最終改正)

補助金管理に関する法律（法律第 14839 号 2017 年 7 月 26 日最終改正）

補助金管理に関する法律施行令（大統領令第 28011 号 2017 年 5 月 8 日最終改正）

**【執筆者】**

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 荒木 忠厚

**【監 修】**

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所 長 山田 圭則

〃 次 長 信夫 秀紀